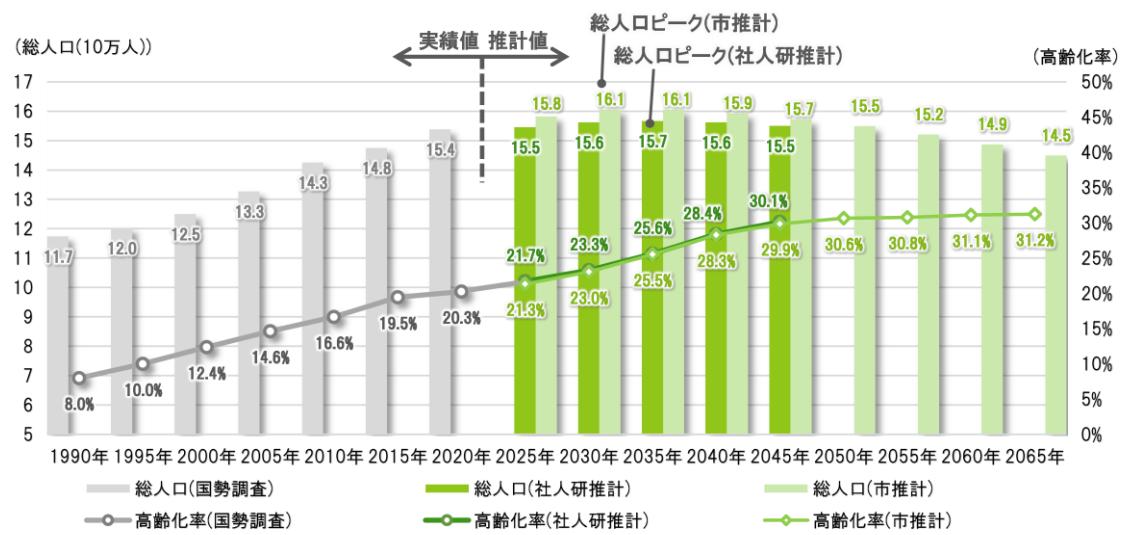


資料編

※資料編については、国の制度改正や支援措置の新設、
市の関連計画の改定などにあわせて、隨時見直しを図ります。

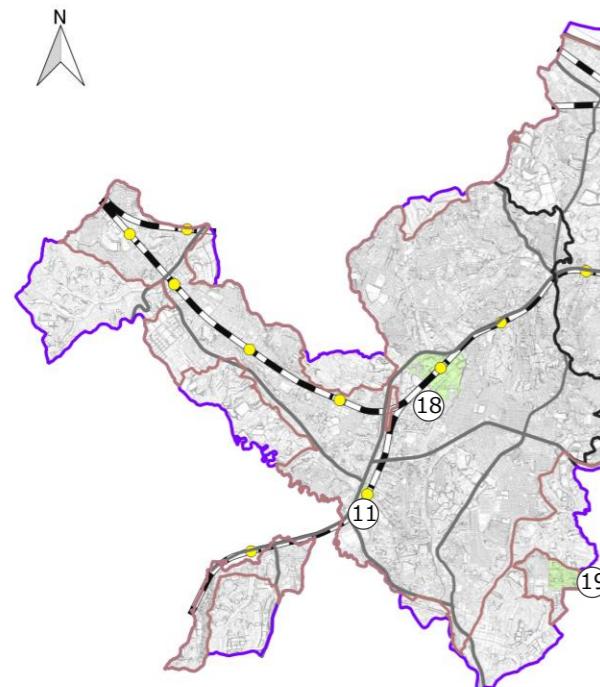
1 将来人口推計

＜将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所公表データ、市独自推計）＞



出典：「川崎市総合計画第3期実施計画の策定に向けた将来人口推計（更新版）」（令和4（2022）年2月）、
「日本の地域別将来推計人口」（令和5（2023）年推計）（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに作成

2 2号再開発促進地区及び整備促進地区の一覧



凡例	
<区域>	
行政界	<鉄道>
区界	鉄道駅
市街化区域	鉄道路線
整備促進地区	広域幹線道路 (高速道路)
2号再開発促進地区	主な幹線道路 (一般道路)



<整備促進地区>

地区名	面積
A 池上町地区	約 25ha
B 扇町地区	約 23ha
C 水江町地区	約 26ha
D 多摩川リバーサイド地区	約 57ha
E 浜町・鋼管通地区	約102ha
F 小田地区	約 80ha
G 川崎駅外周地区	約160ha
H 塚越・戸手本町地区	約 50ha
I 下平間地区	約 41ha
J 塩浜3丁目周辺地区	約 57ha

<2号再開癁促進地区>

地区名	面積
1 殿町3丁目地区	約 37ha
2 多摩川リバーサイド東地区	約 42ha
3 多摩川リバーサイド西地区	約 7ha
4 南渡田地区	約 74ha
5 小田栄地区	約 18ha
6 川崎駅周辺地区	約147ha
7 新川崎・鹿島田・平間駅周辺地区	約126ha
8 小杉駅周辺地区	約 92ha
9 溝口地区	約 11ha
10 登戸・向ヶ丘遊園地駅周辺地区	約 47ha

地区名	面積
11 柿生地区	約 3ha
12 鶯沼駅周辺地区	約 11ha
13 宮前平周辺地区	約 4ha
14 扇島地区	約280ha
15 多摩川リバーサイド中央地区	約14.6ha
16 武藏中原駅前地区	約16.4ha
17 鶯沼4丁目地区	約 4ha
18 新百合ヶ丘駅周辺地区	約 26ha
19 虹ヶ丘2丁目地区	約 12ha

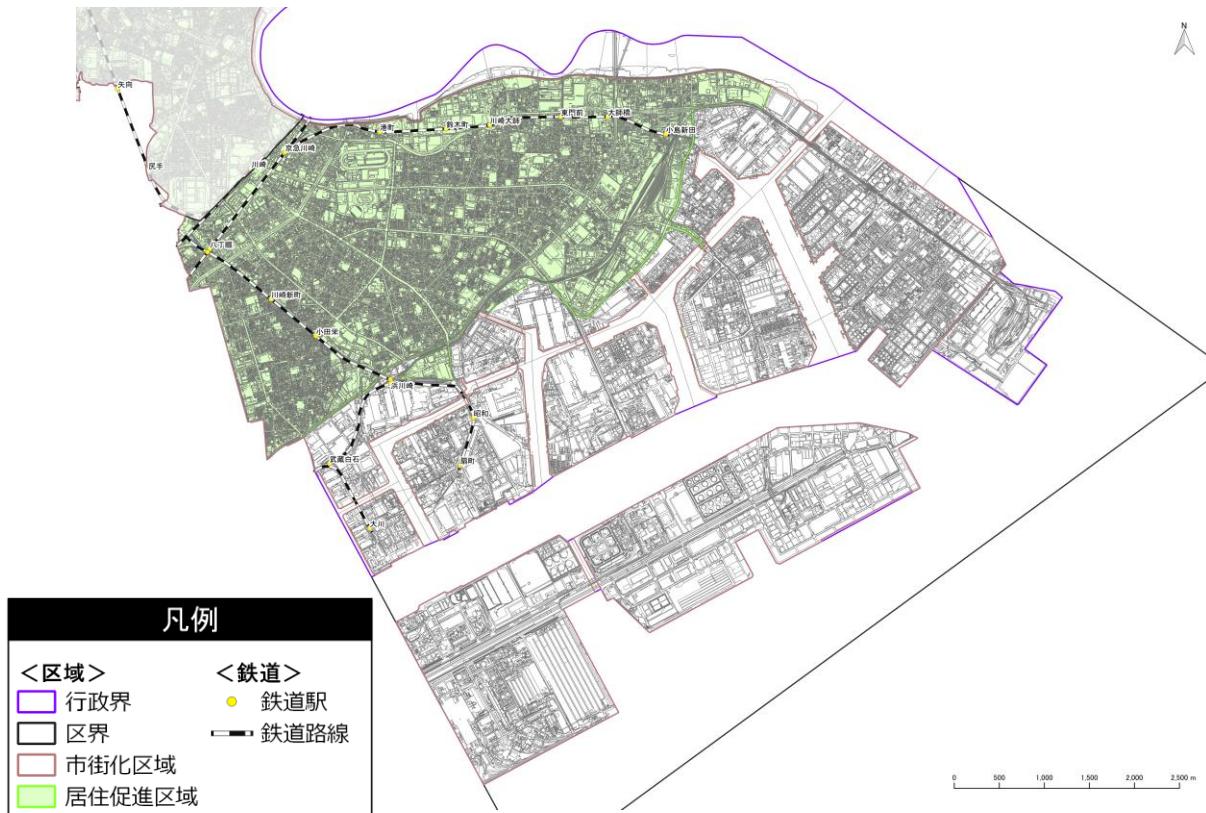
出典：「川崎都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等の見直し素案」

(令和6(2024)年4月)をもとに作成

3 区別の居住促進区域、都市機能の誘導区域、洪水浸水想定区域 (計画規模浸水深3m以上)

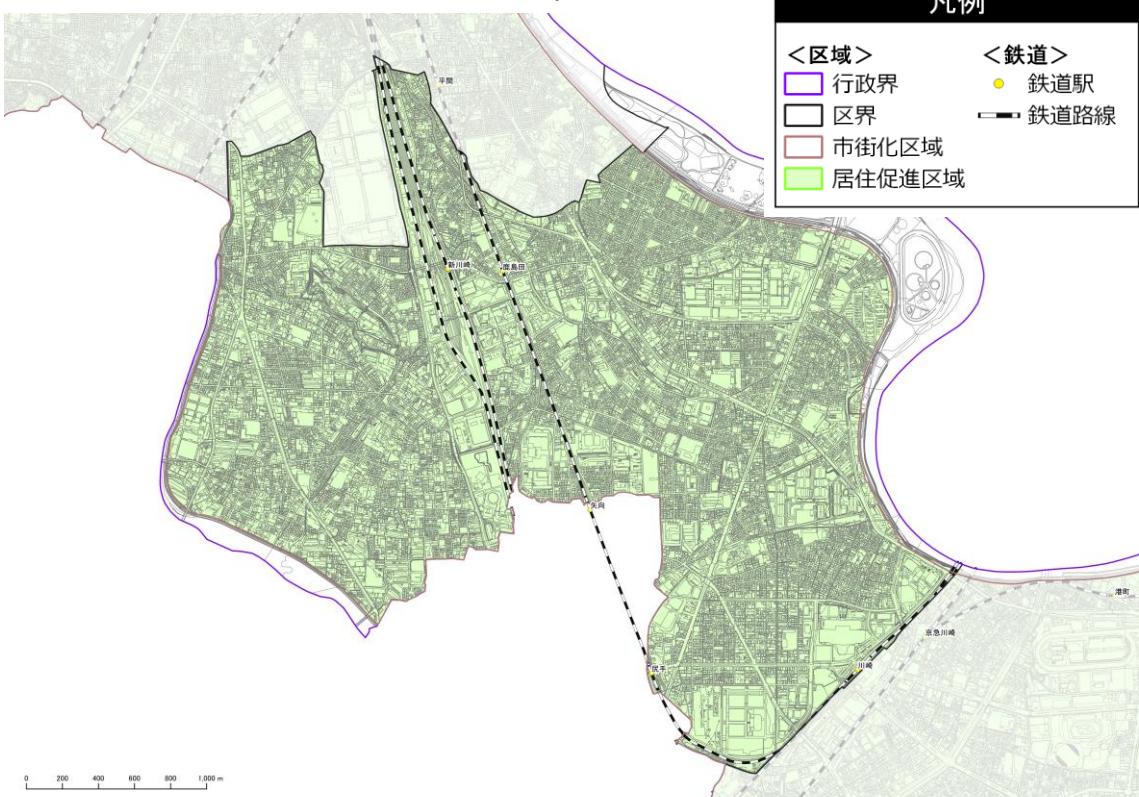
(1) 居住促進区域

【川崎区】



※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

【幸区】

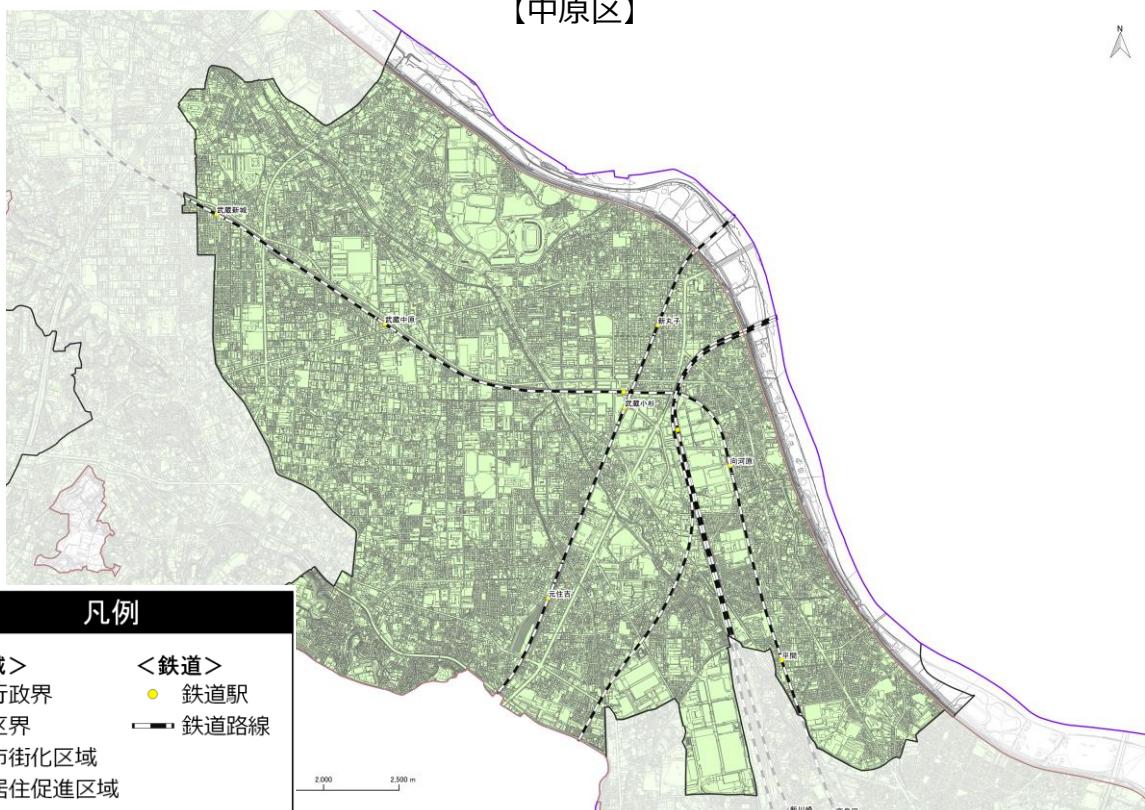


凡例

<区域>		<鉄道>	
■ 行政界	● 鉄道駅		
□ 区界	— 鉄道路線		
■ 市街化区域			
■ 居住促進区域			

※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

【中原区】

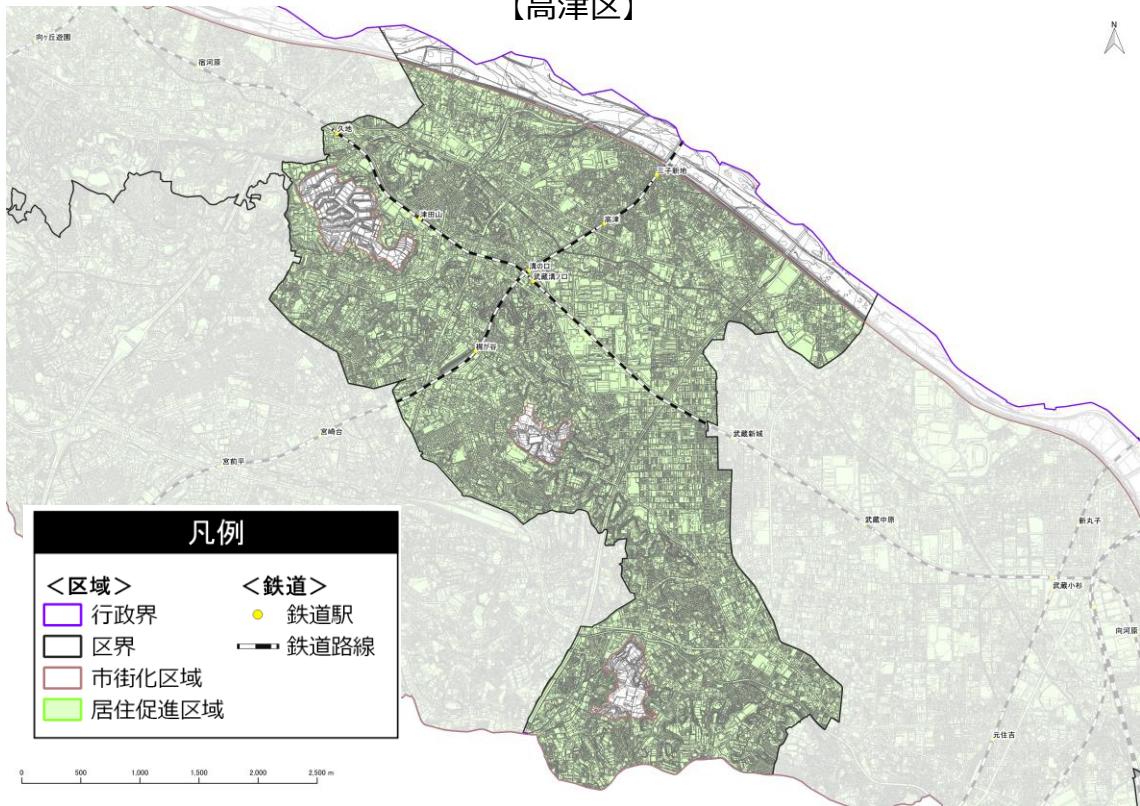


凡例

<区域>		<鉄道>	
■ 行政界	● 鉄道駅		
□ 区界	— 鉄道路線		
■ 市街化区域			
■ 居住促進区域			

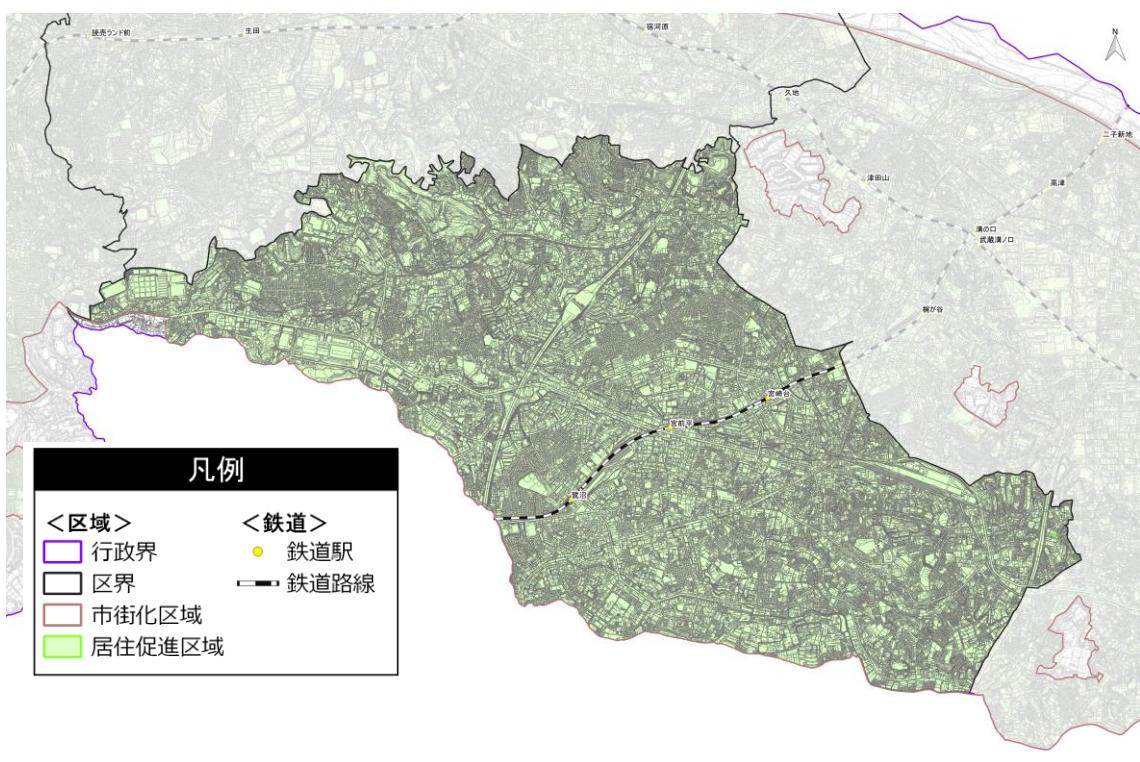
※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

【高津区】



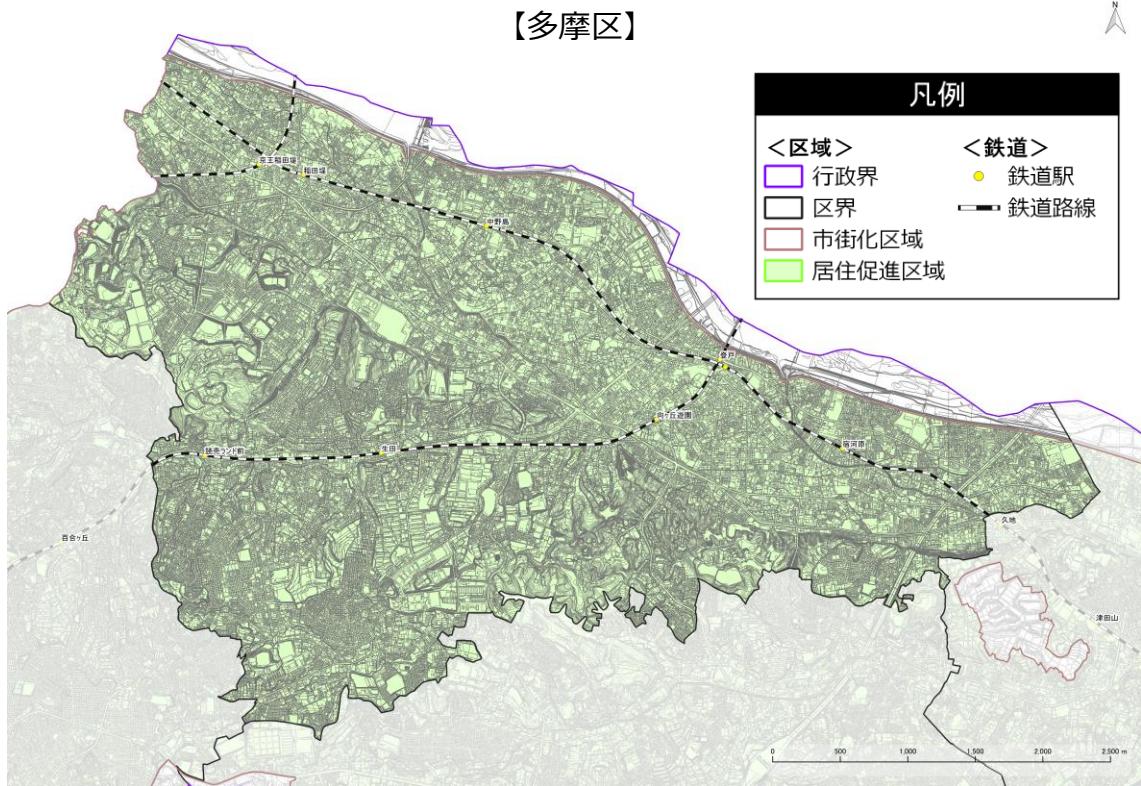
※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

【宮前区】



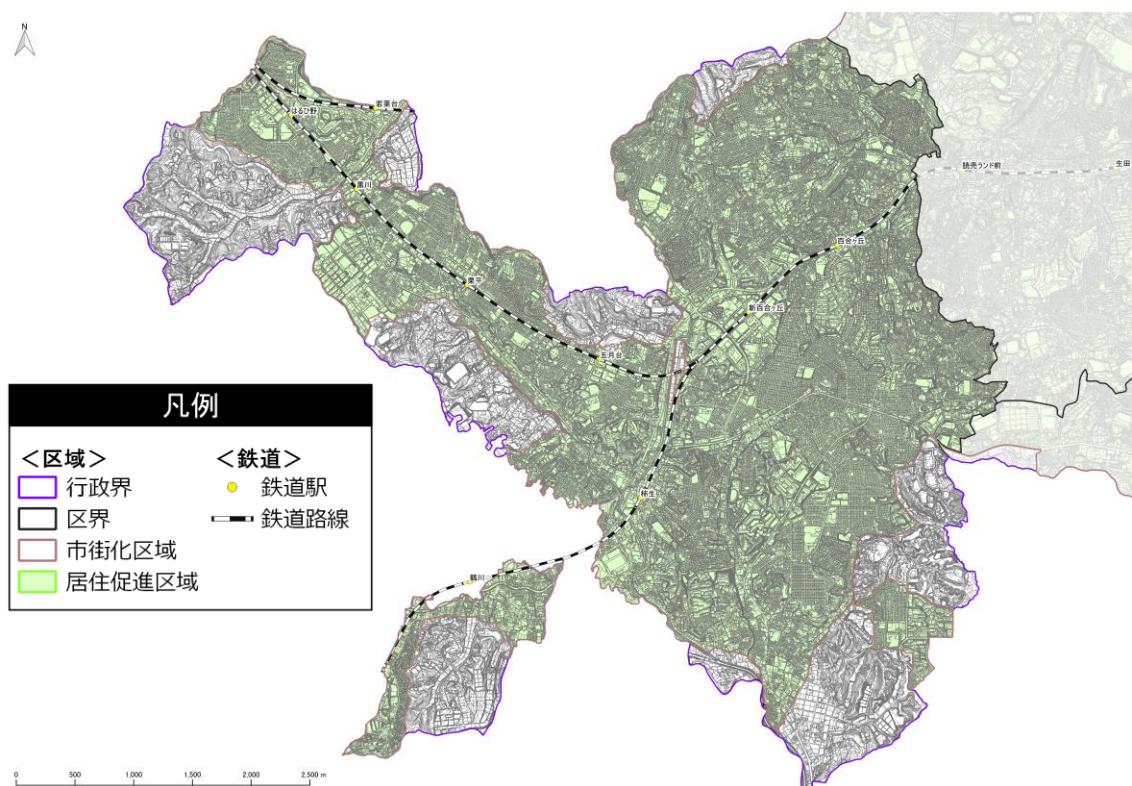
※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

【多摩区】



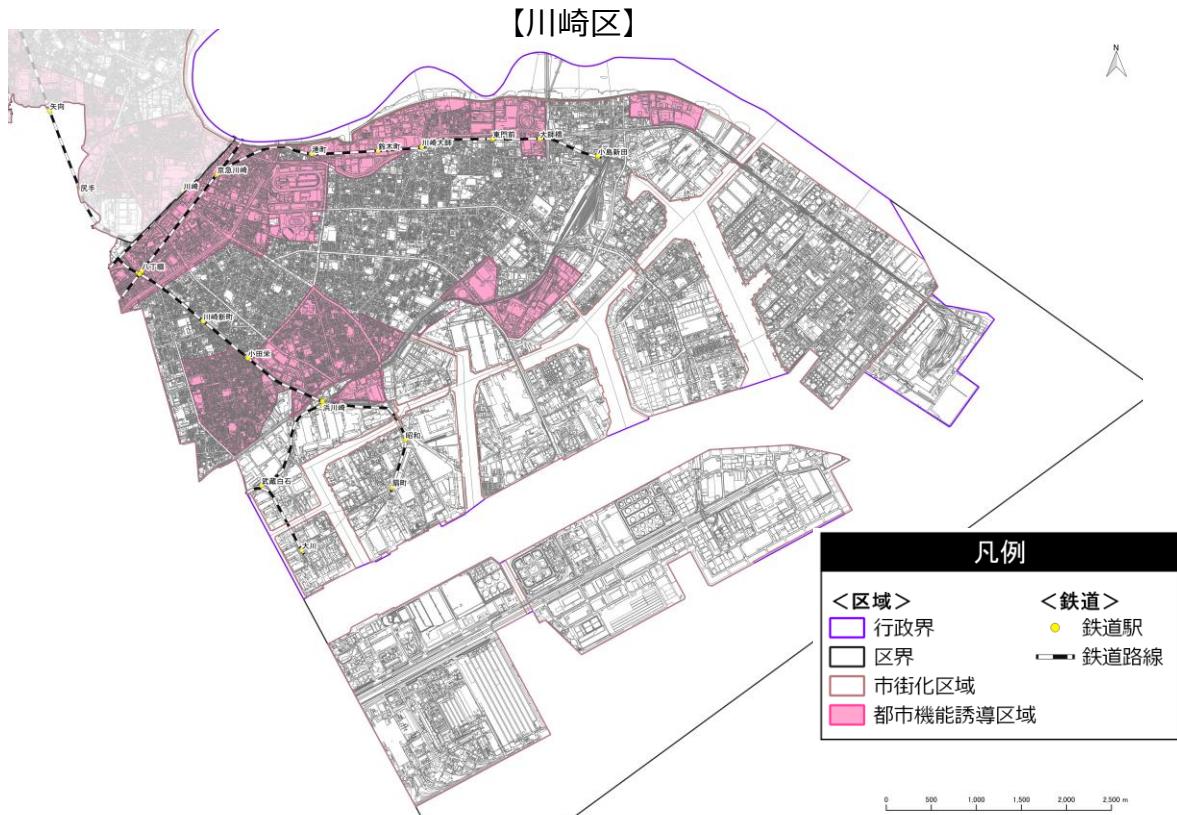
※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

【麻生区】

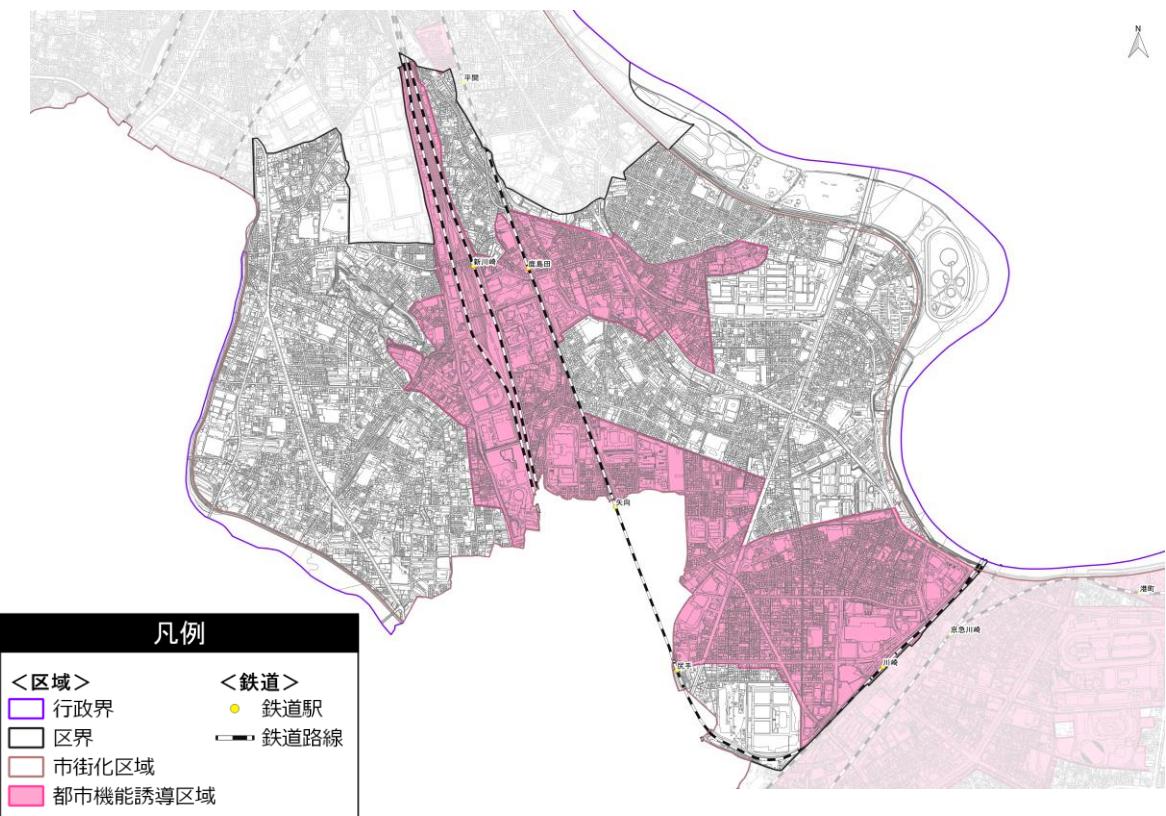


※土砂災害特別警戒区域及び急傾斜地崩壊危険区域（土砂災害特別警戒区域又は土砂災害警戒区域が重複する箇所に限る）の指定により居住促進区域外となる箇所は表示していません。

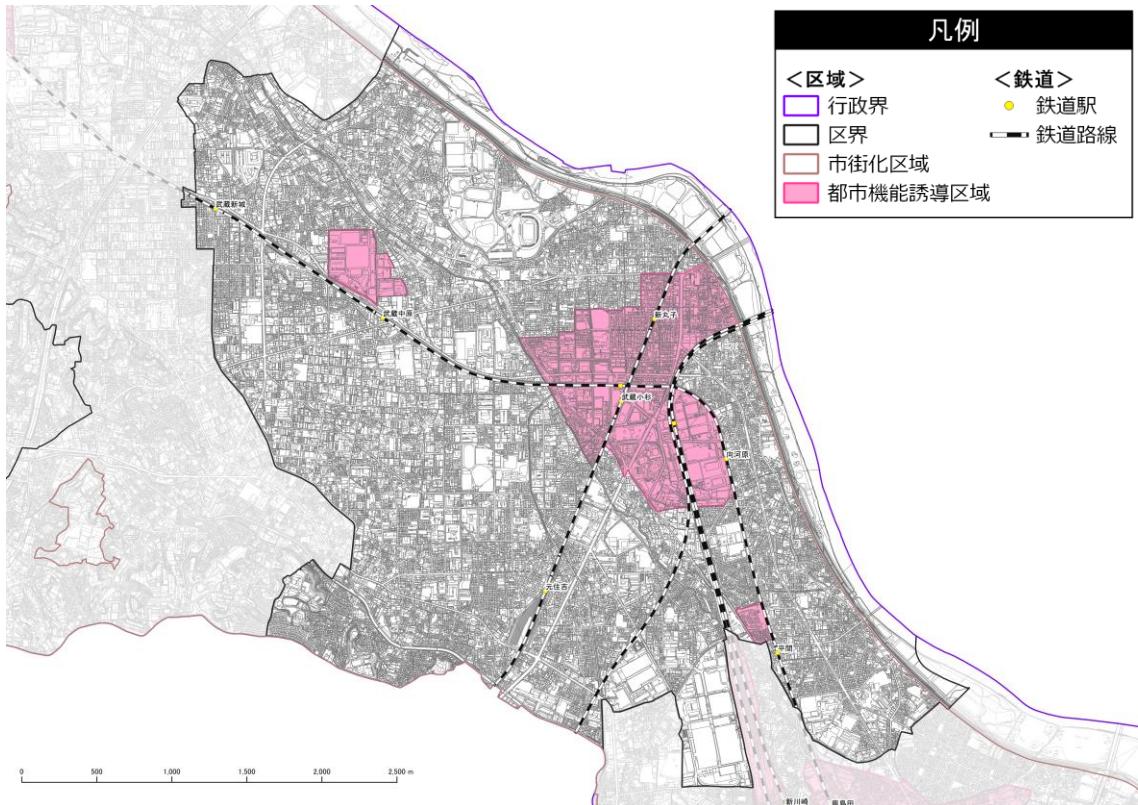
(2) 都市機能誘導区域



【幸区】



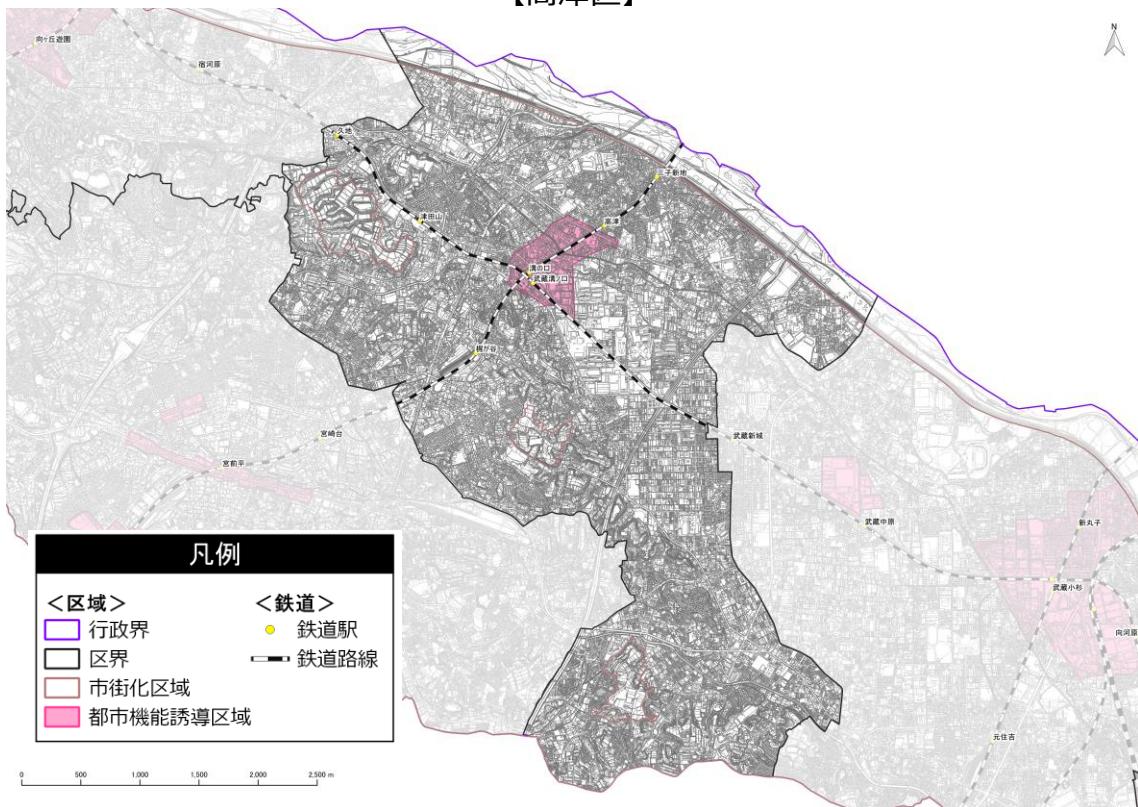
【中原区】



凡例

<区域>		<鉄道>	
行政界	・ 鉄道駅	区界	— 鉄道路線
市街化区域		都市機能誘導区域	

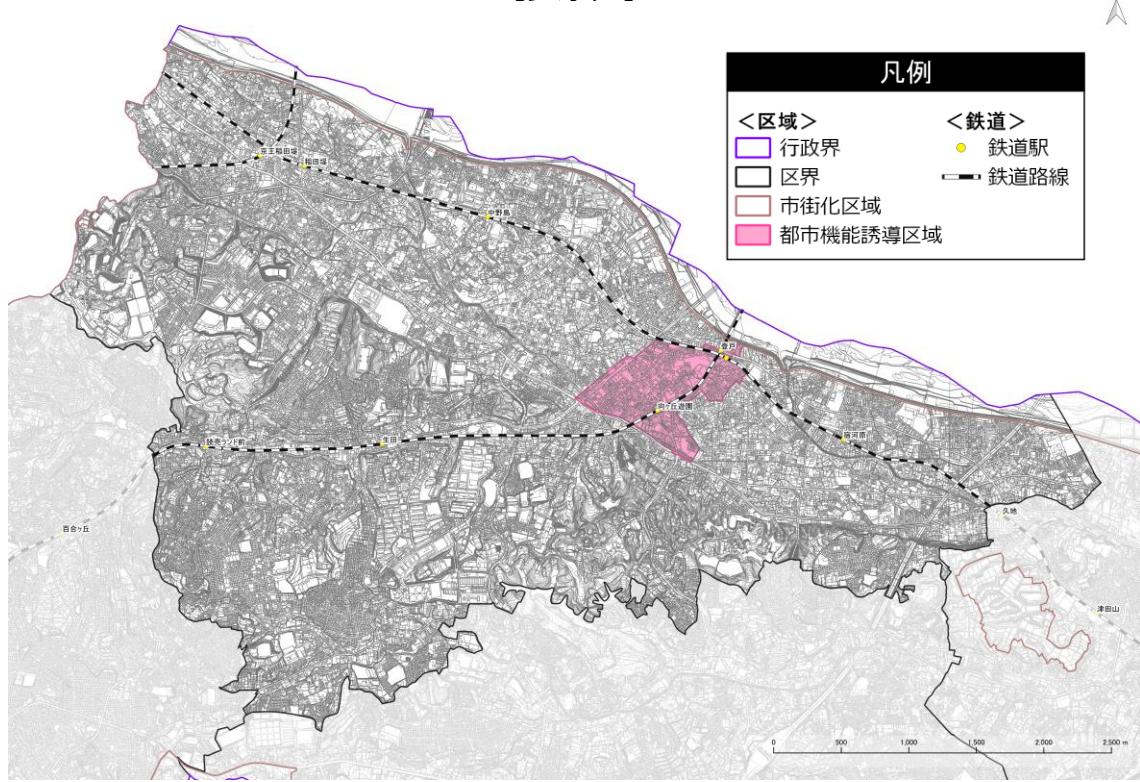
【高津区】



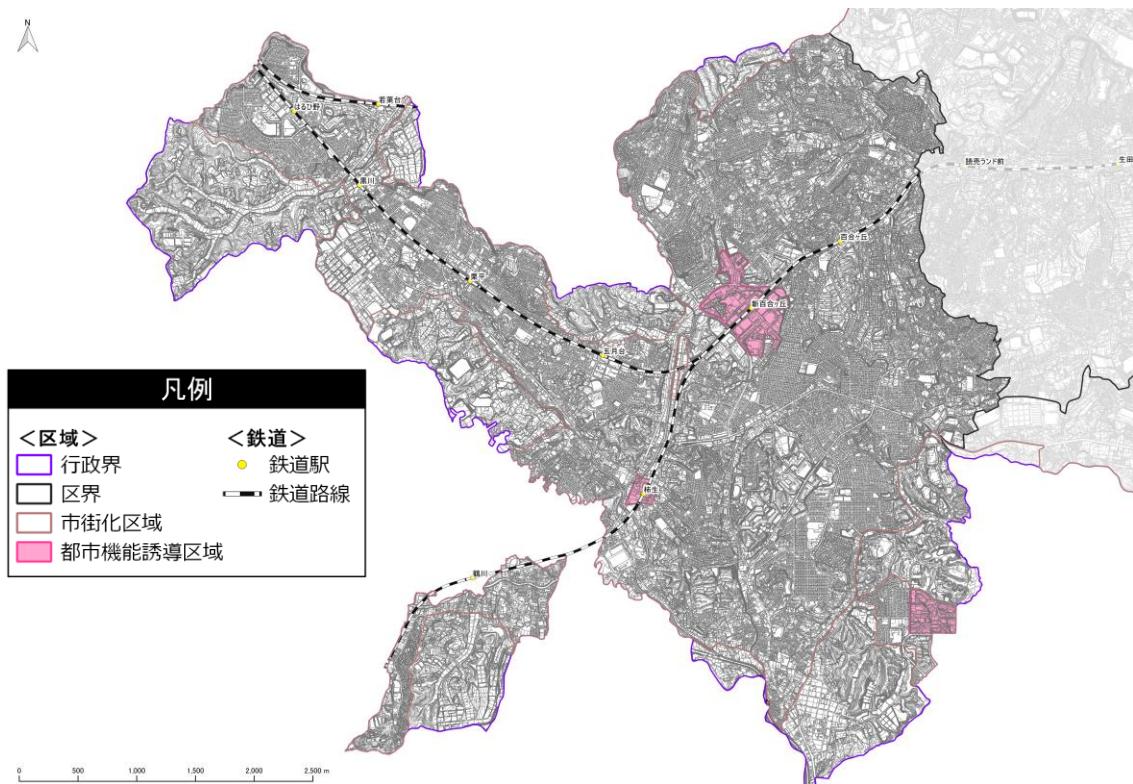
【宮前区】



【多摩区】

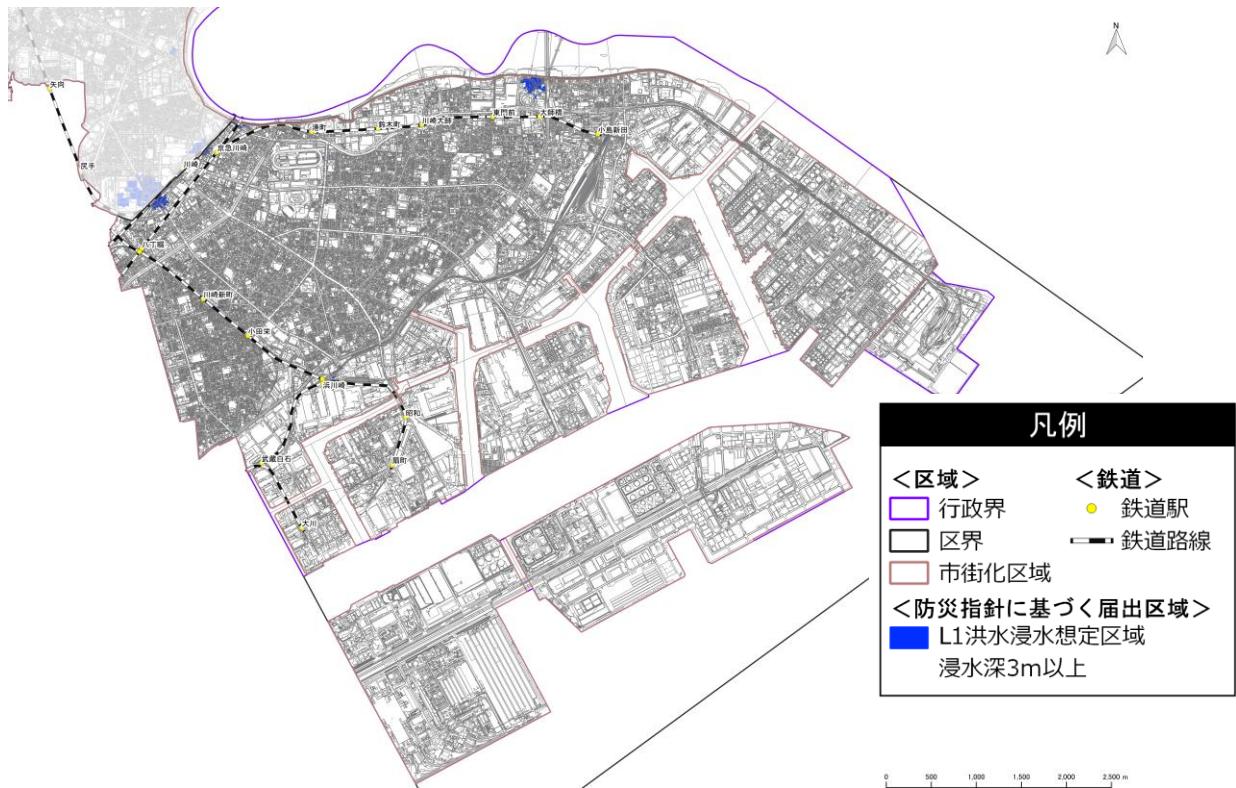


【麻生区】

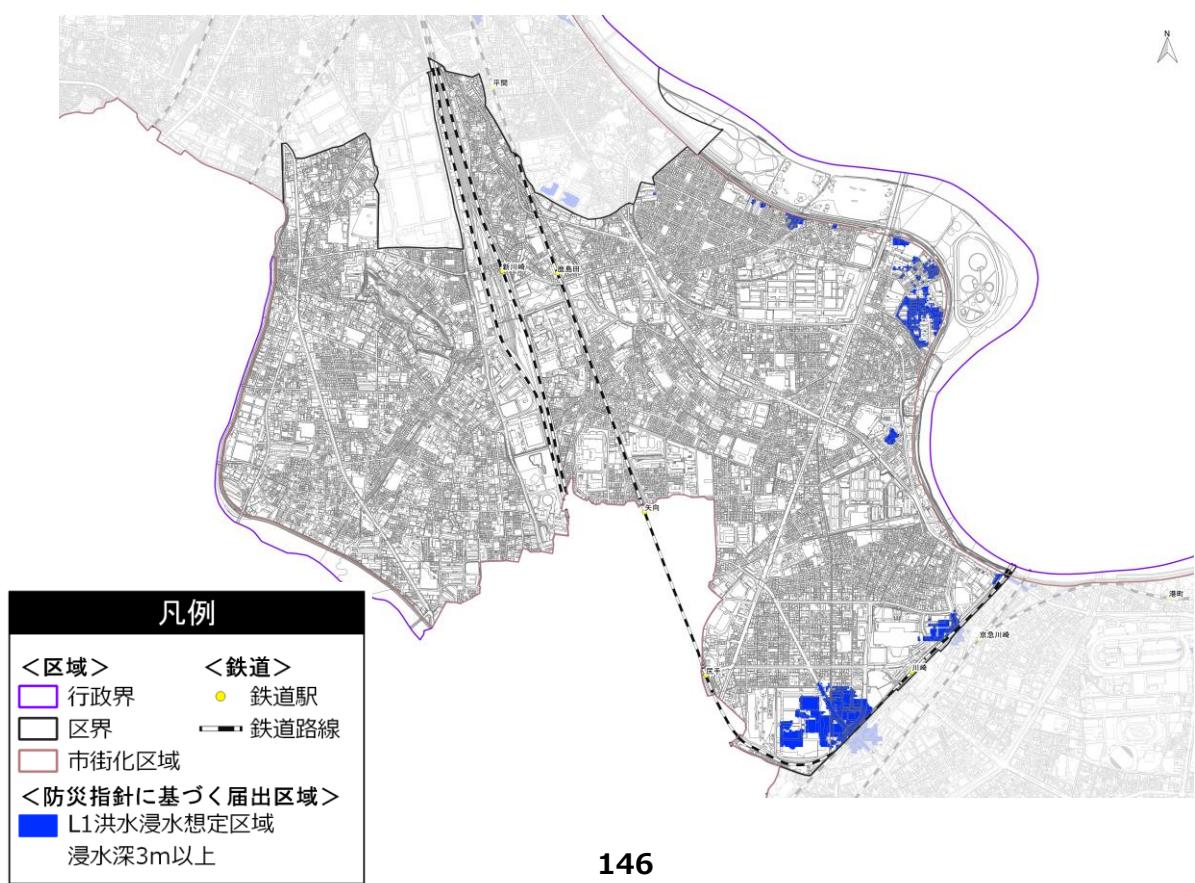


(3) 洪水浸水想定区域（計画規模浸水深3m以上）

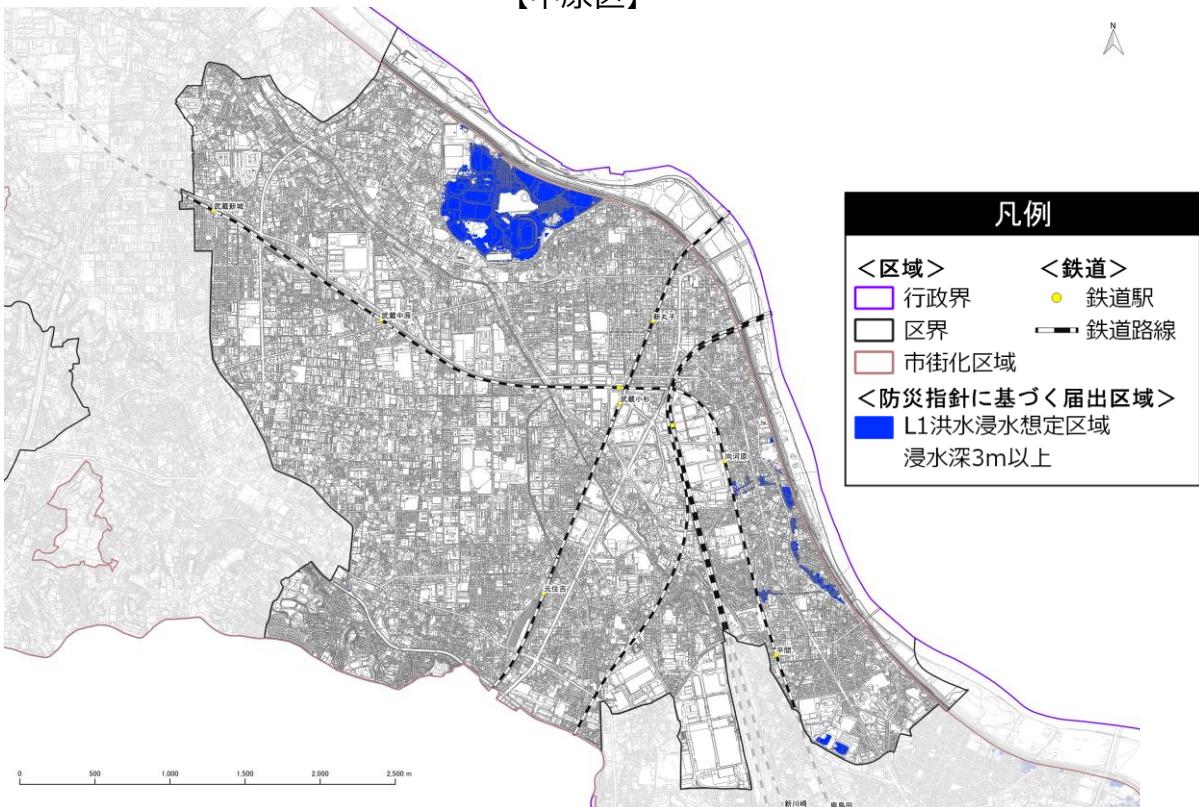
【川崎区】



【幸区】



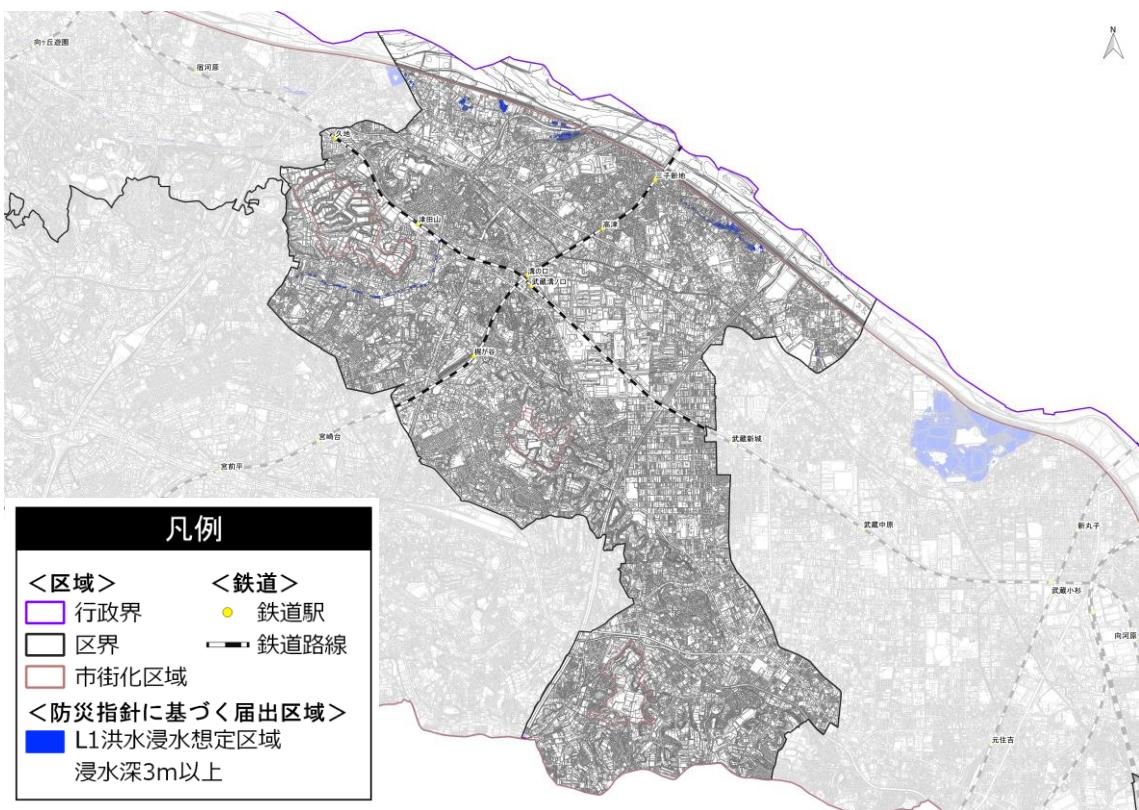
【中原区】



凡例

<区域>		<鉄道>	
■ 行政界	● 鉄道駅	□ 区界	— 鉄道路線
□ 区界		■ 市街化区域	
■ 市街化区域			
<防災指針に基づく届出区域>			
■ L1洪水浸水想定区域			
浸水深3m以上			

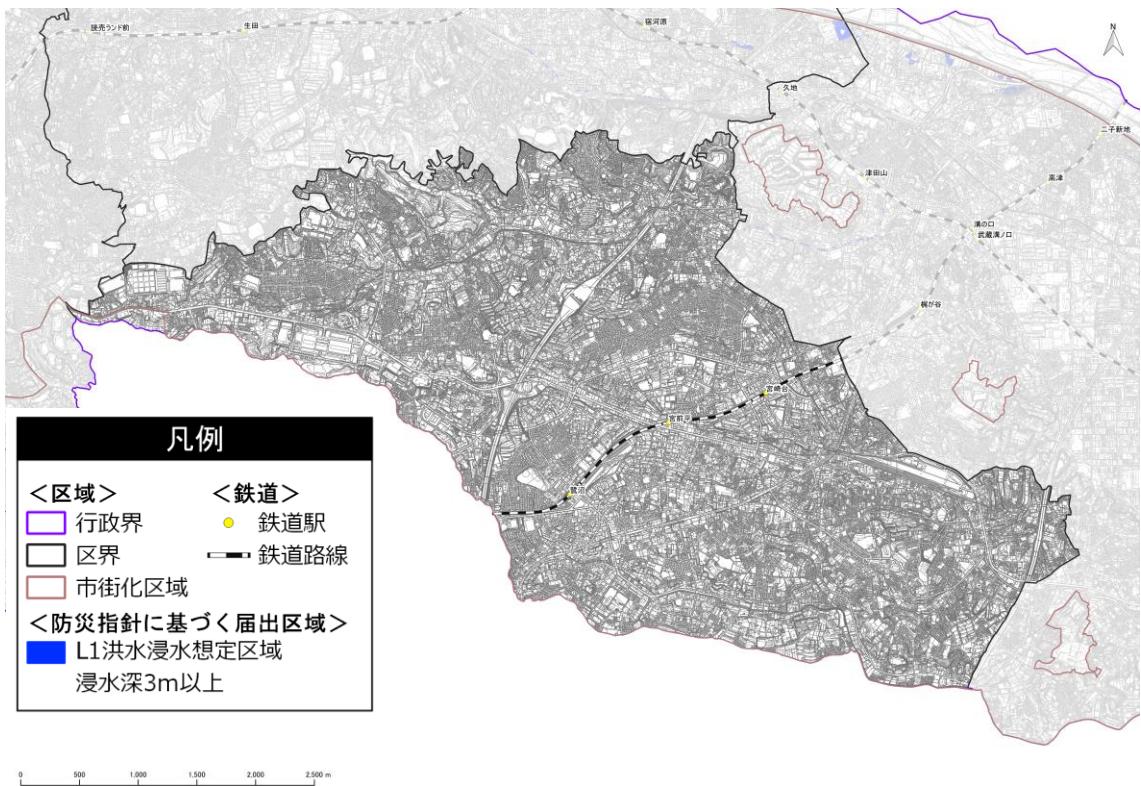
【高津区】



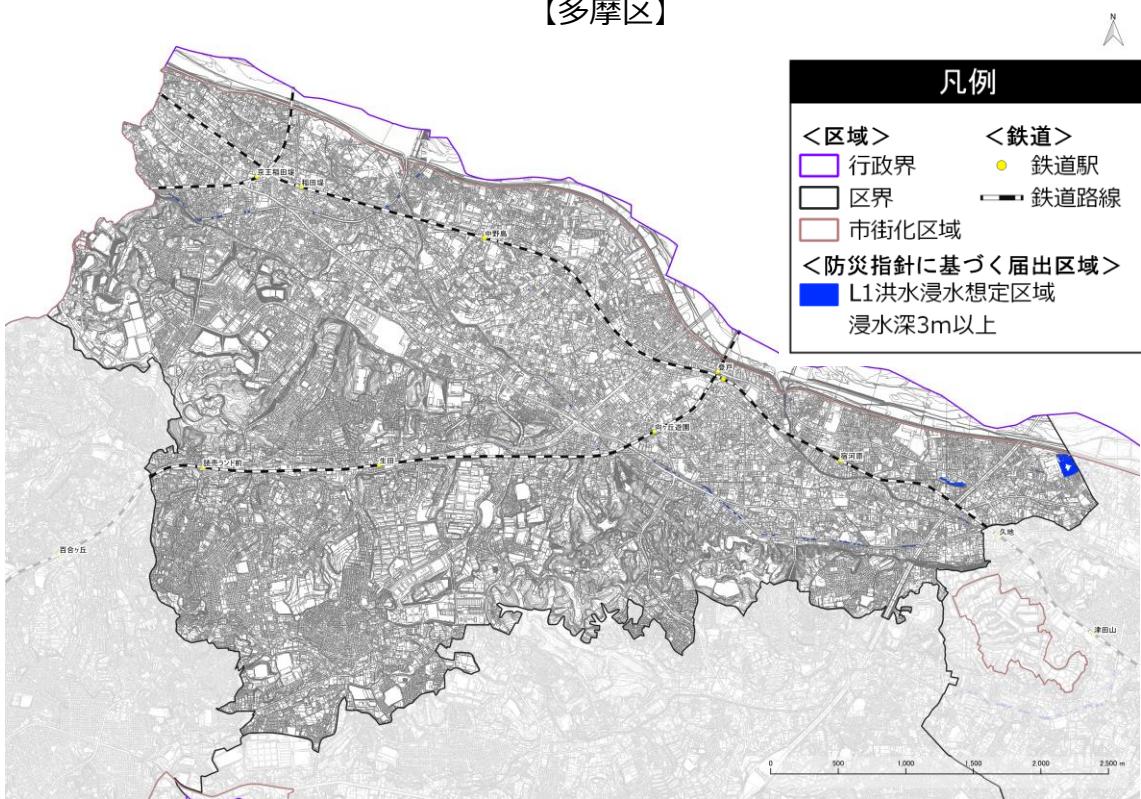
凡例

<区域>		<鉄道>	
■ 行政界	● 鉄道駅	□ 区界	— 鉄道路線
□ 区界		■ 市街化区域	
■ 市街化区域			
<防災指針に基づく届出区域>			
■ L1洪水浸水想定区域			
浸水深3m以上			

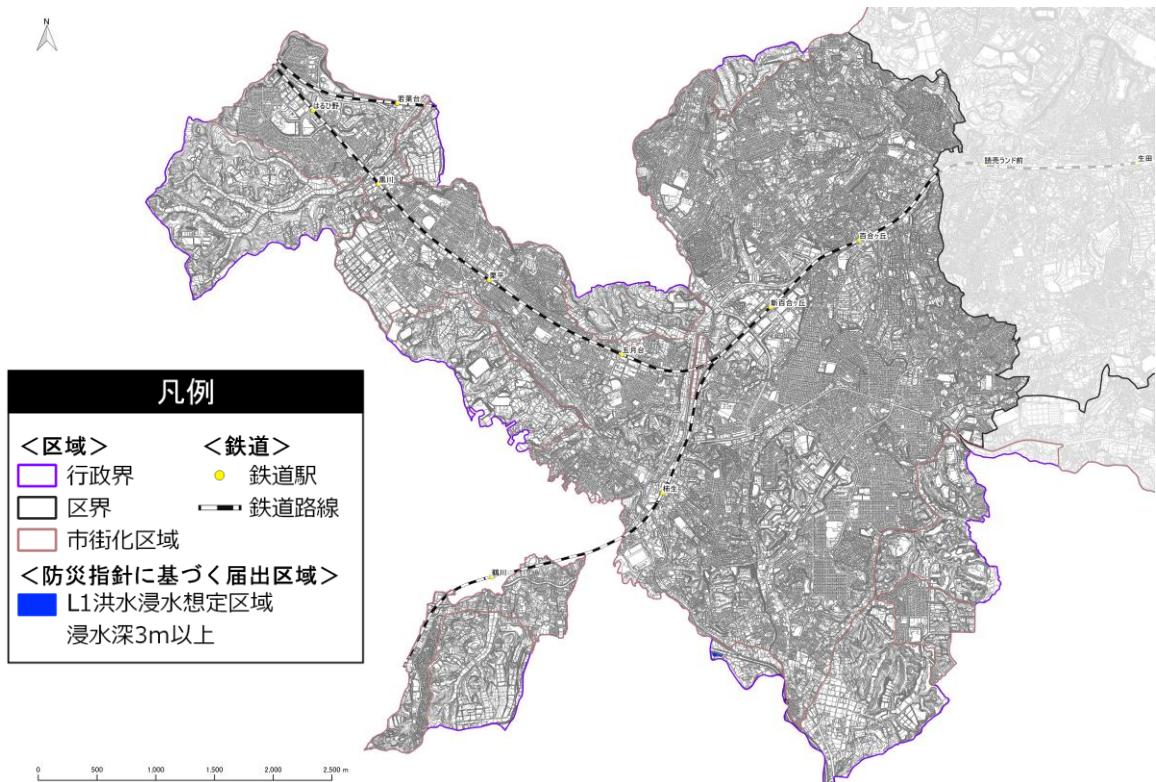
【宮前区】



【多摩区】



【麻生区】



3 主な都市機能誘導区域（各拠点）における事業の取組について

（1）川崎駅周辺

川崎駅周辺地区では、市街地再開発事業等の手法を活用し、商業・業務・文化・都市型住宅等の都市機能の集積など、民間活力を活かしたまちづくりを推進し、特に、西口を中心に、大規模な土地利用転換を適切に誘導するとともに、東口・西口駅前広場の再編や北口自由通路等の整備など、都市基盤整備を進めることで、広域拠点にふさわしいまちづくりに取り組んできました。

今後も、京急川崎駅周辺地区や建物の高経年化が進む東口の既成市街地等において、計画的な土地利用誘導や既存ストックの有効活用など、民間活力を活かした多様な都市機能の集積を図ります。また、駅周辺の回遊性・利便性のより一層の向上や公共空間を活用した賑わいの創出等に取り組み、本市の玄関口としてふさわしい広域的な集客機能を備えた活力と魅力にあふれるまちづくりを推進します。

①京急川崎駅周辺地区

京急川崎駅周辺地区については、近隣拠点都市や羽田空港と近接している地理的優位性、世界的な成長が見込まれる殿町地区との交通アクセス性の良さなど、本市の玄関口としての高いポテンシャルを活かし、持続可能で活気にあふれたまちづくりが求められています。しかしながら、同地区は、老朽化した建物や低未利用地が点在するとともに、敷地が細分化されているため、駅前のポテンシャルを活かしきれていません。

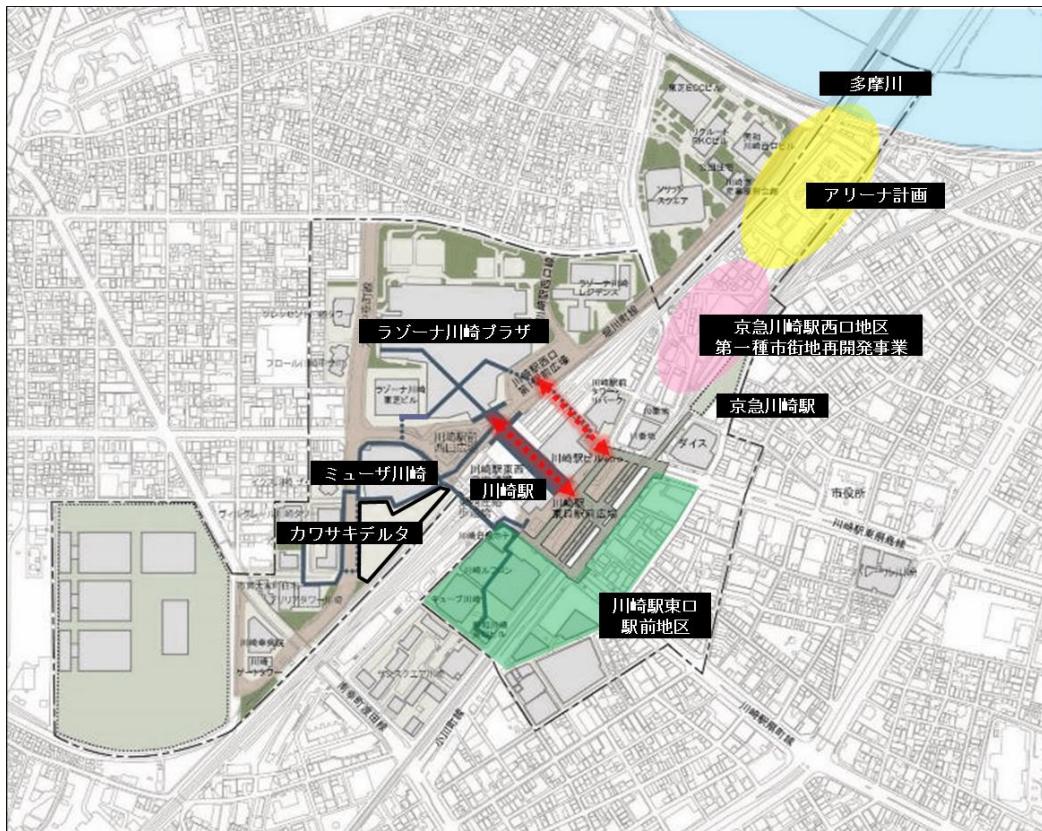
そのため、市街地再開発事業により、複数の街区をまとめた大街区化や高度利用化による防災性の向上、商業機能等を含む多様な都市機能の集積を行い、国際性豊かなにぎわいのある広域拠点の形成、安全で快適な歩行者空間の創出、防災性の高い駅前市街地の形成を図ります。

また、同事業の隣接地で進められているアリーナ計画と連携しながら、多摩川の水辺空間の活用を誘導し、えき・まち・みち・かわを一体的かつ戦略的に整備・利活用することにより、まちのにぎわいや交流の創出を図ります。

②川崎駅周辺地区

川崎駅周辺地区（京急川崎駅周辺地区を除く）については、川崎駅東口地区などにおいて、民間開発の動向等を適切に捉え、市街地再開発事業等の手法を活用し、商業・業務・文化・都市型住宅等の都市機能の集積など、民間活力を活かしたまちづくりを推進します。

【川崎駅周辺地区整備イメージ】



【京急川崎駅西口地区第一種市街地再開発事業の計画概要】



項目	A-1 街区	A-2 街区
宅地(建築敷地) 面積	約 7,300 m ²	約 350 m ²
延べ面積	約 83,000 m ²	約 2,170 m ²
高さ	約 119m	約 46m
階数	地上 24 階 塔屋 1 階 地下 1 階 + 機械式駐車場	地上 11 階 塔屋 1 階
主な用途	業務 商業 駐車場等	業務 商業 駐車場等

※令和 6 年 7 月時点

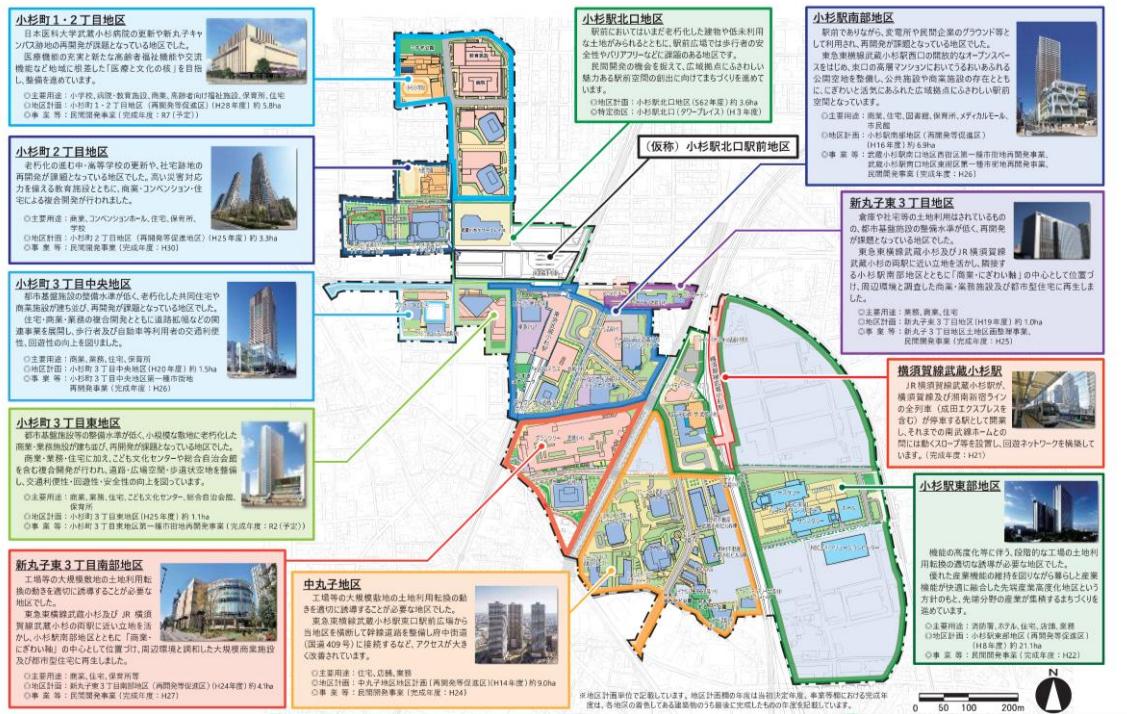
(2) 小杉駅周辺

当地区は本市の中央部に位置し、JR 南武線・横須賀線及び東急東横線・目黒線が交差する交通結節点であり、市政運営の基本的な方針である「川崎市総合計画」では、魅力にあふれた広域拠点の形成を図る地区として、川崎駅周辺地区及び新百合ヶ丘駅周辺地区とともに都市の活力向上による持続可能なまちづくりを推進する地区と位置づけています。

また、市の都市計画の基本方針である「都市計画マスター・プラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」に基づき、将来のまちづくりの方向性を示し、新たな開発計画等を適切に誘導、支援しています。

これらの上位計画に基づき、民間活力を活かした計画的かつ段階的なまちづくりに取り組み、先端技術を中心とした研究開発・生産機能の高度化を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮しながら駅前広場、道路等の公共施設を整備改善し、商業・業務・文化交流・医療・文教・都市型居住等の機能を集積させた「歩いて暮らせるコンパクトなまちづくり」を推進しています。

【小杉駅周辺の整備概況図】



(3) 新百合ヶ丘駅周辺

「新百合ヶ丘駅周辺地区」は、昭和49年の新百合ヶ丘駅開業・小田急多摩線の開通を契機に土地区画整理事業が進み、「川崎市総合計画」において広域拠点に位置づけられ、官民連携でのまちづくりが進められてきました。

当地区では、商業・業務・公共機能の集積とともに、川崎市アートセンターや芸術系大学等の芸術・文化施設がコンパクトに集積されているとともに、当地区の周辺には、万福寺檜山公園、万福寺ふるさと緑地等の緑豊かな公園等が計画的に配置されており、芸術系大学や文化施設等の豊富な芸術・文化資源を活かした活動や、近年ではペデストリアンデッキや公園等の公共空間を活用したイベントの開催など、地域の特徴を生かした賑わいと魅力あるまちづくりが進められています。

一方で、当地区周辺の急激な人口増加による駅中心部における慢性的な交通混雑の発生や、駅至近における低未利用地の残存、土地区画整理事業当時に建設された建物の老朽化、駅北側の高低差など、当地区の抱える様々な課題が顕在化してきています。

また、横浜市高速鉄道3号線（以下、「3号線」という。）延伸を見据え、都市機能の更なる集積や、交通結節機能の強化に向けた取組が求められています。

令和4年3月に「新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくりの基本的な考え方」を取りまとめ、以下のような検討を進めています。

①時代のニーズに応じた都市機能の集積

- ・駅周辺の高経年化した建築物の更新や、駅北側エリアなどの低未利用地における土地利用転換などを計画的に誘導し、時代のニーズ等に応じた更なる都市機能の集積の推進

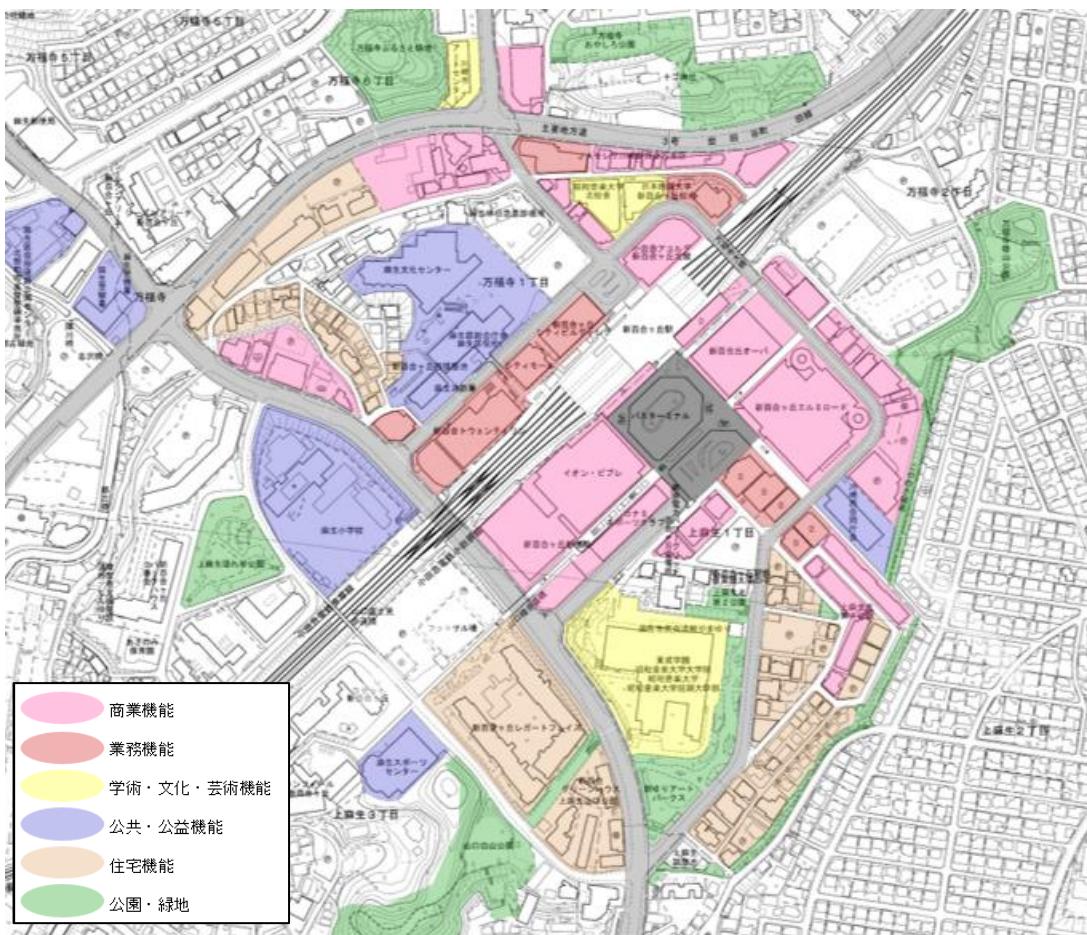
②駅周辺の交通環境の改善

- ・北口駅前広場をはじめとする周辺道路の混雑解消に向けた取組の推進
- ・駅南北の交通機能の適正配置の検討による、駅周辺の抜本的な交通環境の改善に向けた取組

③芸術・文化など、個性と魅力にあふれたまちづくりの推進

- ・地域に根差した芸術・文化活動などの更なる取組による、地域が一体となった個性と魅力にあふれたまちづくりの推進
- ・駅周辺の道路や公園等の公共空間や緑豊かな空間を最大限活用するなど、ウォーカブルなまちづくりによる、地域の個性ある活動や交流の推進

【新百合ヶ丘駅周辺土地利用の現状】

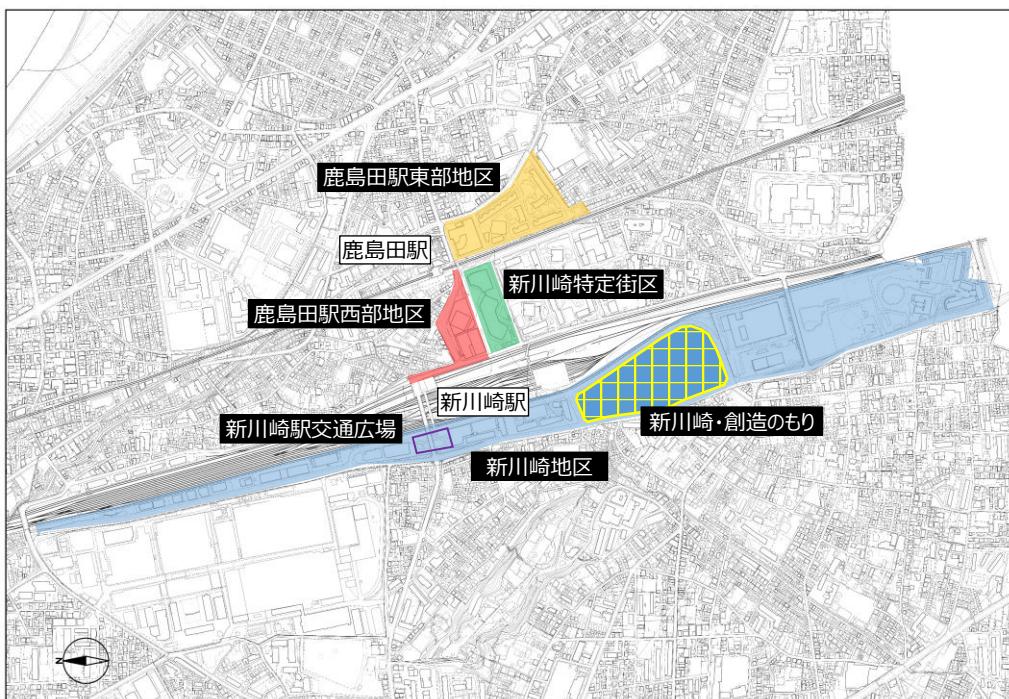


(4) 新川崎・鹿島田駅周辺

新川崎・鹿島田駅周辺は、多様な都市機能や研究開発機能、良質な都市型住宅などの集積を図るとともに、新川崎駅と鹿島田駅を結ぶペデストリアンデッキや交通広場などが整備され、地域生活拠点として整備が進められています。新川崎地区（操車場跡地）は、最先端の研究開発拠点「新川崎・創造のもり」を核として、ものづくり・研究開発機能が集積しており、先進的な産業拠点としての更なる機能の強化が求められています。また、鹿島田駅周辺では、鹿島田駅東部地区（平成16（2004）年3月事業完了）や同西部地区（平成28（2016）年10月事業完了）の再開発事業を施行してきましたが、現在も一部老朽化した建物や低未利用地があることから、駅周辺の適切な土地利用や住環境の改善、交通結節機能の向上などが求められています。

そのため、駅周辺の低未利用地については、周辺の老朽化した建物なども含めて土地利用転換の機会を捉えた適切な誘導を図り、魅力ある地域生活拠点の形成をめざします。

【新川崎・鹿島田駅周辺地区整備イメージ】



(参考) 鹿島田駅西部地区第一種市街地再開発事業【H28.10 完了】



(5) 溝口駅周辺

溝口駅は、川崎市のはば中央に位置する高津区の中心地であり、JR 南武線と東急田園都市線とが交差し、多くのバス路線も集中する交通の結節点です。

これまで、大規模複合施設「NOCTY（ノクティ）」や溝口駅南北自由通路の整備を行った溝口駅北口地区市街地再開発事業（平成 11（1999）年 3 月事業完了）、南口広場の整備事業（平成 29（2017）年 1 月事業完了）などにより、駅周辺の交通渋滞の緩和や歩行者の安全確保などの基盤整備を行ってきました。

今後も引き続き、本市における主要な駅としての特性を活かすとともに、隣接都市（二子玉川等）との連携・調和のもと、商業・業務、文化、良質な都市型住宅棟の諸機能の集積を図りながら、歴史的・文化的資源や地域に密着した商店街等を活かした、地域生活ゾーンの核となる拠点の形成をめざします。

【溝口駅周辺地区整備方針図】



（参考）溝口駅北口地区市街地再開発事業【H11.3 完了】



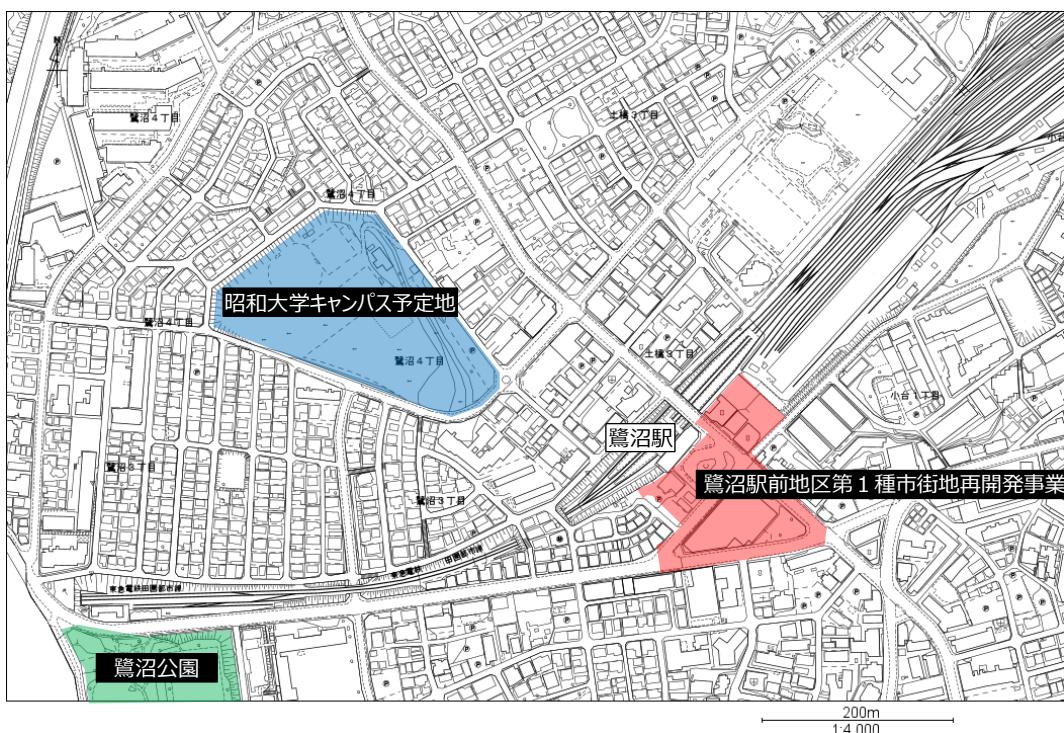
(6) 鶯沼・宮前平駅周辺

鶯沼・宮前平駅周辺は、「宮前区の地域生活拠点」として区民の身近な生活を支える地区ですが、鶯沼駅周辺は、昭和40年代に東急田園都市線の延伸を契機として市街化が進んで以来、大きな施設・機能の更新等が無いまま50年が経過しており、特に、駅前は駐車場等の低未利用地が点在し、土地の高度利用が図られていない状況にあります。また、鶯沼駅前の交通広場は、周辺部の住宅地開発による人口増加や、山坂が多いなどの地形上の特性から路線バスによる駅へのアクセスが多く、バス交通の需要増への対応が求められています。

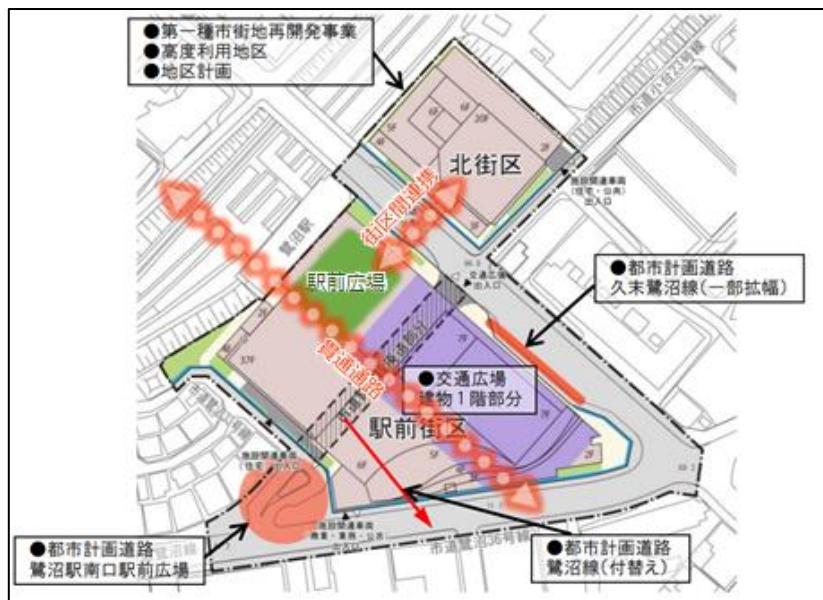
そのため、市街地再開発事業による土地の共同化・高度利用を図るとともに、交通広場の拡充整備などの交通アクセスの向上を図ります。また、再開発を契機として、宮前平駅から徒歩約8分に位置するものの駅からの高低差やバリアフリー面、施設の老朽化等の課題がある宮前区役所・市民館・図書館を、再開発事業により都市機能が集約する鶯沼駅前に移転・整備し、区全体の活性化を促す「核」となる地域生活拠点の形成を図るとともに、公民の相乗効果による機能・空間の実現を図り、文化・交流拠点の形成と新たなコミュニティの創出を図ります。

また、旧日本精工の運動場において大学キャンパスの整備が予定されており、再開発を契機とし、周辺地区的都市機能集約を図るとともに、地域公共交通ネットワークの再編と併せ、鶯沼公園などの豊かな自然や文化的資源も活用しながら、誰もが暮らしやすく、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。

【鶯沼駅周辺地区整備イメージ】



【鷺沼駅前地区第一種市街地再開発事業の計画概要】



	駅前街区	北街区
敷地面積	約 11,170 m ²	約 3,680 m ²
建築面積	約 9,440 m ²	約 3,150 m ²
延べ面積	約 84,000 m ²	約 27,000 m ²
階数	地下 2 階 地上 32 階	地下 2 階 地上 19 階
建物高さ(最高高さ)	約 133m(約 133m)	約 89m(約 89m)
主要用途	商業、市民館・図書館(大ホール含む)、 都市型住宅、業務、駐車場等	区役所、市民館(小ホール)、 都市型住宅、駐車場等
住宅戸数	約 340 戸	約 110 戸

※令和6年7月時点

(7) 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区は、川崎市の地域生活拠点に位置づけられており、登戸土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進するとともに、多摩川、生田緑地及びその周辺の地域資源を活かした魅力的な拠点形成を推進することとしています。

登戸駅前地区においては、JR南武線及び小田急小田原線の交通結節点である登戸駅の駅至近に位置し、古くから地域の商業エリアとなっていますが、低層の木造住宅が密集し、道路の幅員が狭く下水道も未整備となっており、防災性や生活環境について課題を抱え、中心商業地としての適正な土地の高度利用がなされていませんでした。そのため、本市が施行する登戸土地区画整理事業との一体的施行により、区域内の登戸駅前広場に面する街区（90街区）に換地を受ける権利者による組合施行の市街地再開発事業を行うことで、区画整理事業による「まちの顔」となる駅前広場などのインフラ整備と併せて、民間活力を活かした建物の共同化による商業・都市型住宅などの都市機能集積及び良好な都市型住宅の供給を図ることにより、まちの魅力向上や回遊性の強化、賑わいの創出を図り、地域生活拠点にふさわしいまちづくりを行います。

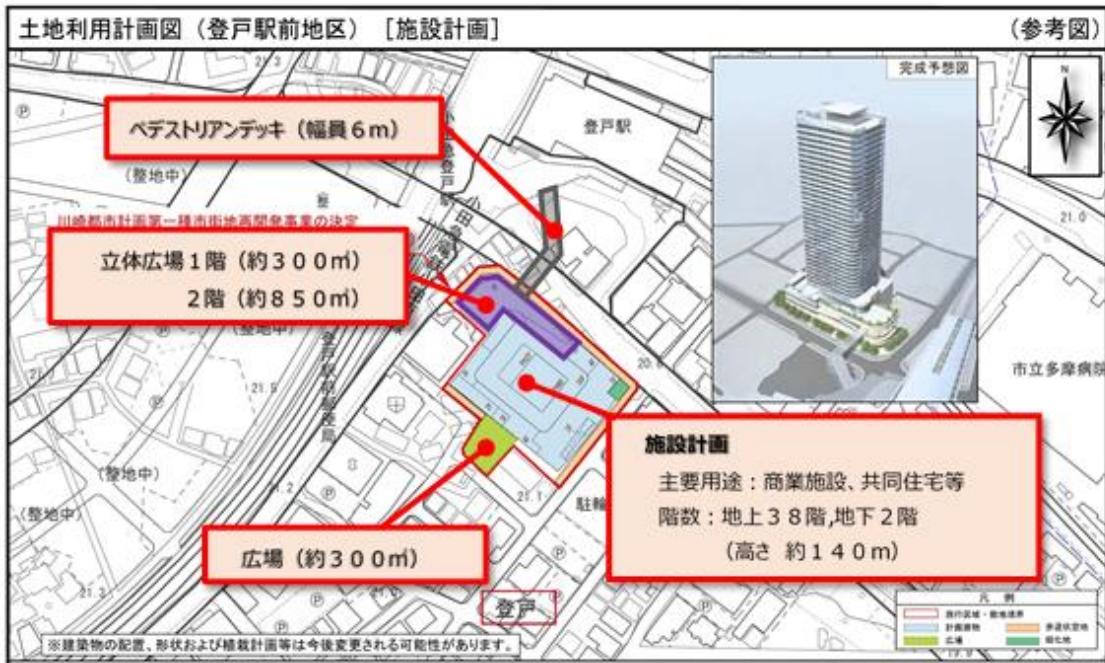
向ヶ丘遊園北地区（51街区）においては、地域生活拠点及び多摩区の中心として、商業、業務、住宅等の機能を有する複合的で、健全な市街地環境の計画的な形成を図るため、新たに共同住宅を建設し、良好な住環境の形成に寄与することを目的としています。

向ヶ丘遊園南地区においては、土地区画整理事業区域外となりますが、駅周辺において老朽化した建物の建替えなど、土地利用更新の動きが見られることから、それらの機会を捉えた地域生活拠点にふさわしい魅力あるまちづくりを推進していく必要があります、権利者等とまちづくりについて検討を進めているところです。

【登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区整備イメージ】



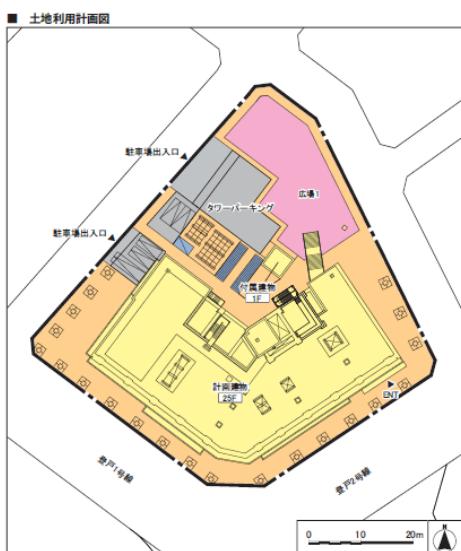
【登戸駅前地区第一種市街地再開発事業の計画概要】



敷地面積	約5,950m ²
建築面積	約4,160m ²
延べ面積	約63,500m ²
階数	地下2階 地上38階
建物高さ(塔屋等含む最高高さ)	約140m(約146m)
主要用途	共同住宅、商業施設
住宅戸数	約450戸

※令和6年7月時点

【向ヶ丘遊園北地区優良建築物等整備事業の計画概要】



敷地面積	約3,450m ²
建築面積	約1,460m ²
延べ面積	約25,500m ²
階数	地下2階 地上38階
建物高さ (塔屋等含む最高高さ)	約80m(約90m)
主要用途	共同住宅、飲食店、銀行の支店
住宅戸数	約240戸

4 国の予算・金融上の支援措置

立地適正化計画に関連する予算・金融上の支援措置については幅広い内容となっています。

計画の策定によって活用が可能となる支援措置や、計画に事業等を位置づけることで補助率の嵩上げの適用対象となる支援措置のうち、主な事業を掲載します。

※国土交通省 HP（コンパクトシティの形成に関する支援施策集（令和6年度））から抜粋したものであり、関連する支援措置を全て掲載しているものではありません。

【予算措置】

事業名	事業概要	対象区域など
市民緑地等整備事業	・地域の魅力向上を図るため、低・未利用地を公開性のある緑地とする取組に対して支援を行う事業	居住促進区域内 ※居住促進区域の場合、面積要件が緩和
都市構造再編集中支援事業	・「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行う事業	居住促進区域内、都市機能誘導区域内
都市再生区画整理事業	・防災上危険な密集市街地及び空洞化が進行する中心市街地等都市基盤が脆弱で整備の必要な既成市街地の再整備等による都市機能更新を推進するための土地区画整理事業に対して支援する事業	居住促進区域内、都市機能誘導区域内
宅地耐震化推進事業	・大地震時等における滑動崩落や液状化による宅地の被害を軽減するため、対策工事等に要する費用について支援する事業	居住促進区域内、都市機能誘導区域内 ※立地適正化計画における防災指針に即して行われる事業の場合、対策工事等の国費率を嵩上げ

事業名	事業概要	対象区域など
防災・省エネまちづくり緊急促進事業	・防災性能や省エネルギー性能の向上といった緊急的な政策課題に対応した、質の高い施設建築物等を整備する市街地再開発事業等の施行者等に対し、国が特別の助成を行うことにより事業の緊急的な促進を図る事業	居住促進区域内
公営住宅整備事業	・公営住宅の事業主体が既存の公営住宅を除却し非現地への建替えを行う際に除却費・移転費を助成する事業	居住促進区域内
市民農園等整備事業	・良好な都市環境の形成に資する生産緑地等の保全活用を図り、市民農園の整備を行う事業	居住促進区域内 ※居住促進区域内かつ教育防災上の位置づけがある場合、面積要件が緩和
地域居住機能再生推進事業	・居住機能の集約化等とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、地域の居住機能を再生する取組みを総合的に支援する事業	居住促進区域内 ※居住促進区域内の場合、公的賃貸住宅の管理戸数の合計数が緩和
住宅市街地総合整備事業 (住宅団地ストック活用型)	・良好な居住環境を有するものの急激な高齢化や空き家の発生等が見込まれる住宅団地を再生し、将来にわたり持続可能なまちを形成するため地域のまちづくり活動、既存ストックを活用した高齢者・子育て世帯の生活支援施設等の整備及び若年世帯の住替えを促進するリフォーム等について支援を行う事業	居住促進区域内、都市機能誘導区域内
集約都市形成支援事業 (コンパクトシティ形成支援事業)	・立地適正化計画等の計画策定や、医療、福祉施設、居住機能の移転の促進等、コンパクトなまちづくりの推進や、頻発化・激甚化する自然災害に対応するため、立地適正化計画における「防災指針」の作成や、計画の定期的な評価や見直しに対して、重点的な支援を実施する事業	居住促進区域内外

事業名	事業概要	対象区域など
都市・地域交通戦略推進事業	・都市構造の再構築を進めるため、立地適正化計画に位置づけられた公共交通等の整備について重点的に支援を行う事業	立地適正化計画区域内
フラット35地域連携型	・地方公共団体による住宅の建設・購入（付随する改修・除却を含む。）に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利を引き下げる支援	居住促進区域内
市街地再開発事業	・密集市街地の改善整備を図るため、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備に対して支援を行う事業	都市機能誘導区域内 ※都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業の場合、面積要件の緩和や交付対象額の嵩上げ
防災街区整備事業	・密集市街地の改善整備を図るため、老朽化した建築物を除却し、防災性能を備えた建築物及び公共施設の整備に対して支援を行う事業	都市機能誘導区域内 ※都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業の場合、交付対象額の嵩上げ
優良建築物等整備事業	・市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給等に資するため、土地の利用の共同化、高度化等に寄与する優良建築物等の整備に対して支援を行う事業	都市機能誘導区域内 ※都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業の場合、交付対象事業費の嵩上げ
住宅市街地総合整備事業 (拠点開発型)	・既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新、街なか居住の推進等を図るため、住宅や公共施設の整備等に対して総合的に支援を行う事業	都市機能誘導区域内
住宅市街地総合整備事業 (都市再生住宅等整備事業)	・密集住宅市街地において、老朽住宅等の建替えと公共施設の整備を促進し、住環境改善、防災性の向上等を図るため、住宅市街地の再生・整備に対して総合的に支援を行う事業	都市機能誘導区域内

事業名	事業概要	対象区域など
バリアフリー環境整備促進事業	・高齢者・障害者に配慮したまちづくりを推進し、高齢者等の社会参加を促進するため、市街地における高齢者等の快適かつ安全な移動を確保するための施設の整備、高齢者等の利用に配慮した建築物の整備等の促進に対して支援を行う事業	都市機能誘導区域内
スマートウェルネス住宅等推進事業	・「サービス付き高齢者向け住宅」に併設される高齢者生活支援施設の供給促進に向けた整備に対して支援を行う事業	都市機能誘導区域内 ※都市機能誘導区域において一定の要件を満たす事業の場合、補助限度額の引き上げ
官民連携まちなか再生推進事業	・官民連携によるエリアプラットフォームの形成や未来ビジョンの策定、未来ビジョンに基づく自立自走型システムの構築に向けた国内外へのティプロモーションや社会実験、コワーキング・交流施設整備等に要する経費の支援を行う事業	都市機能誘導区域内
都市再生コーディネート等推進事業	・立地適正化計画制度によるコンパクトなまちづくりの推進に向けた都市機能誘導の促進のため、都市機能の立地に至るまでのコーディネート等の支援を行う事業	都市機能誘導区域内
特定地域都市浸水被害対策事業	・下水道法に規定する「浸水被害対策区域」において、下水道管理者及び民間事業者等が連携し、浸水被害の防止を図ることを目的に、地方公共団体による下水道施設の整備、民間事業者等による雨水貯留施設等の整備に係る費用の補助を行う事業	都市機能誘導区域内

【金融措置】

事業名	事業概要	対象区域など
フラット35地域連携型	・地方公共団体による住宅の建設・購入（付随する改修・除却を含む。）に対する財政的支援とあわせて、住宅金融支援機構によるフラット35の金利を引き下げる支援を行う制度	居住促進区域内
まち再生出資	・都市機能誘導区域内における都市開発事業（誘導施設又は誘導施設の利用者の利便の増進に寄与する施設を有する建築物の整備）であって、国土交通大臣認定を受けた事業に対し、（一財）民間都市開発推進機構（民都機構）が出資を行う制度	都市機能誘導区域内
共同型都市再構築	・地域の生活に必要な都市機能の増進や都市の環境・防災性能の向上に資する民間事業に対し、民間都市開発推進機構が長期で安定的な資金を供給する制度	都市機能誘導区域内
都市環境維持・改善事業資金融資	・地域住民・地権者の手による良好な都市機能及び都市環境の保全・創出を推進するため、エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人又はまちづくり法人に貸付を行い、地方公共団体に対しては無利子貸付を行う制度	都市機能誘導区域内
都市・居住環境整備推進出資金 <まちなか再生・まちなか居住推進型>	・都市再生機構において、まちの拠点となる区域での土地の集約化等権利調整を伴う事業を行うことにより、まちなか再生やまちなか居住の用に供する敷地の整備及び公益施設等の施設整備を促進する制度	都市機能誘導区域内

事業名	事業概要	対象区域など
都市・居住環境整備推進出資金 <都市機能更新型>	・都市再生機構において、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市機能更新事業を行うことにより、都市機能の更新を促進する制度	都市機能誘導区域内
都市・居住環境整備推進出資金 <居住環境整備型>	・四大都市圏等の既成市街地において、大規模工場跡地等の用地先行取得や民間事業者による良質な賃貸住宅の供給支援等により、都市再生に必要な市街地住宅の整備を推進し、民間を都市再生に誘導するとともに、リニューアル、建替等を複合的に活用したストックの再生や、地域施策と連動したストックの有効活用を行い、都市再生機構の既存賃貸ストックの有効活用を図る制度	都市機能誘導区域内

5 本計画に位置づける事務事業一覧（令和3年 川崎市総合計画 第3期実施計画）

居住促進に係る事務事業一覧

●交通安全対策の推進

放置自転車対策事業 / 踏切道改善推進調査事業

●ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

ユニバーサルデザイン推進事業 / バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業

南武線駅アクセス向上等整備事業 / 福祉のまちづくり普及事業

●地域の生活基盤となる道路等の維持・管理

計画的な道路施設補修事業 / 道路・橋りょう等の維持補修事業 / 道水路台帳整備事業

●総合的なケアの推進

地域包括ケアシステム推進事業 / 介護予防事業 / 認知症高齢者対策事業 / 地域リハビリテーション推進事業

地域包括支援センターの運営 / 障害者相談支援事業

●高齢者福祉サービスの充実

介護サービスの基盤整備事業 / 高齢者住宅対策事業 / 養護・軽費老人ホームの運営

●高齢者が生きがいを持てる地域づくり

いこいの家・いきいきセンターの運営

●障害福祉サービスの充実

障害福祉サービスの基盤整備事業

●誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備

住宅政策推進事業 / 住宅・マンション良質化支援推進事業 / 民間賃貸住宅等居住支援推進事業

既存ストック活用推進事業 / 空き家利活用推進事業

●医療供給体制の充実・強化

地域医療対策事業

●信頼される市立病院の運営

川崎病院の運営 / 井田病院の運営 / 多摩病院の運営管理

●子育てを社会全体で支える取組の推進

地域子育て支援事業

●質の高い保育・幼児教育の推進

認可保育所等整備事業 / 民間保育所運営事業 / 公立保育所運営事業 / 認可外保育施設等支援事業

●子どものすこやかな成長の促進

こども文化センター運営事業 / わくわくプラザ事業

●安全で快適な教育環境の整備

児童生徒数・学級数増加対策事業

●自ら学び、活動するための支援

生涯学習施設の環境整備事業

●地球環境の保全に向けた取組の推進

地球温暖化対策事業 / 次世代自動車等普及促進事業

●地域環境対策の推進

自動車排出ガス対策事業

●協働の取組による緑の創出と育成

全国都市緑化フェア事業 / 緑の基本計画推進事業 / 都市緑化推進事業

公園緑地公民連携推進事業 / グリーンコミュニティ形成事業

●魅力ある公園緑地等の整備

富士見公園整備事業 / 等々力緑地再編整備事業 / 生田緑地整備事業 / 魅力的な公園整備事業

河川環境整備事業 / 夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業 / 菅生緑地整備事業

公園緑地維持管理事業 / 公園緑地の適正管理運営事業

居住促進に係る事務事業一覧

●多摩丘陵の保全

緑地保全管理事業 / 協働による里山管理事業

●農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進

農環境保全・活用事業 / 市民・「農」交流機会推進事業 / 都市農業価値発信事業

●多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進

多摩川プラン推進事業 / 多摩川市民協働推進事業 / 多摩川緑地維持管理事業

●都市農業の強みを活かした農業経営の強化

援農ボランティア育成・活用事業

●臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備

川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業 / サポートエリア整備推進事業

臨海部交通ネットワーク形成推進事業 / 多摩川リバーサイド地区整備推進事業

●魅力にあふれた広域拠点の形成

川崎駅周辺総合整備事業 / 京急川崎駅周辺地区整備事業 / 小杉駅周辺地区整備事業

小杉駅交通機能強化等推進事業 / 新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業

●個性を活かした地域生活拠点等の整備

新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業 / 溝口駅周辺地区まちづくり推進事業

鷺沼駅周辺まちづくり推進事業 / 登戸土地区画整理事業 / 登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業

柿生駅周辺地区再開発等事業 / 南武線沿線まちづくり推進事業 / 南武支線沿線まちづくり推進事業

●安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進

都市計画マスタープラン等策定・推進事業 / 地域地区等計画策定・推進事業

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業 / 都市施設の計画管理等事業

大規模低未利用地等のまちづくり誘導事業 / 市街地開発事業の推進業務

●広域的な交通網の整備

総合交通計画調査事業 / 鉄道計画関連事業 / 広域幹線道路整備促進事業 / 川崎縦貫道路の整備事業

●市域の交通網の整備

都市計画道路網調査事業 / 道路計画調査事業 / 道路改良事業 / 渋滞対策事業 / 橋りょう整備事業

京浜急行大師線連続立体交差事業 / JR 南武線連続立体交差事業

●身近な交通環境の整備

地域公共交通推進事業 / 地区コミュニティ交通導入推進事業 / バス利用等促進事業

自転車通行環境整備事業 / 自転車活用推進事業 / 駐車施設整備推進事業

●市バスの輸送サービスの充実

市バスネットワーク推進事業

●共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化

区役所改革推進事業 / 区役所等庁舎整備推進事業

●かわさきパラムーブメントの推進

かわさきパラムーブメント推進事業

	事業名	概要
交通安全対策の推進	放置自転車対策事業	歩行者の安全な通行を確保するため、駐輪需要に応じた駐輪場整備や放置自転車の撤去など、総合的な対策を推進する。
	踏切道改善推進調査事業	踏切事故の危険性を低下させるため、踏切の安全対策を進める。
ユーバーサルデザインのまちづくりの推進	ユニバーサルデザイン推進事業	「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進する。
	バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業	バリアフリー基本構想地区及び推進構想地区において、高齢者や障害者等の移動の円滑化を推進する。
	南武線駅アクセス向上等整備事業	鉄道による地域分断の改善や踏切を利用する駅利用者の安全性・利便性を高めるなど、駅へのアクセスの向上を図る。
	福祉のまちづくり普及事業	エレベーター・スロープの設置など建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会や「福祉のまちづくり条例」の適切な運用等により、安心して快適な生活を送ることができる福祉のまちづくりを進める。
地域の生活基盤となる道路等の維持・管理	計画的な道路施設補修事業	誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図る。
	道路・橋りょう等の維持補修事業	道路施設・駅前広場・橋りょう等について、常に良好な状態を維持するため清掃・警備等の業務を行うとともに、施設に応じた点検等により、施設の補修を行い、適切な維持管理を行う。
	道水路台帳整備事業	道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上を進めるとともに、土地境界確定等業務や境界標等保全業務の効率的な執行を図り、適正な管理を推進する。

	事業名	概要
総合的なケアの推進	地域包括ケアシステム推進事業	誰もが、住み慣れた地域等で、安心して暮らし続けることができる地域の実現に向けて、地域包括ケアシステムの構築を推進する。
	介護予防事業	高齢者の自立支援の取組を推進するとともに、要支援・要介護認定者等の重症化を防ぐため、効果的な介護予防の取組を進める。
	認知症高齢者対策事業	認知症に関する普及啓発とともに、医療と介護の連携、ネットワークや認知症サポーターを活用した支援などについて、認知症の人や家族の視点を重視しながら取り組む。
	地域リハビリテーション推進事業	総合リハビリテーションセンターを中心に、対象者を年齢や疾病、障害の種別で限定しない、全世代・全対象型の地域リハビリテーション体制の構築に向けた取組を進める。
	地域包括支援センターの運営	地域包括支援センターの運営を通じて、介護予防ケアマネジメント業務など、高齢者的心身の健康の維持、生活の安定などに必要な援助・支援を包括的に行う。
	障害者相談支援事業	障害者相談支援センター等の運営を通じて、障害者の地域生活を支えるため、相談支援や地域のネットワークづくりに取り組む。
高齢者福祉サービスの充実	介護サービスの基盤整備事業	多様な手法により、特別養護老人ホーム等の整備や地域密着型サービスの充実などの、地域居住の実現に向けた介護サービス基盤の整備を進める。
	高齢者住宅対策事業	低所得のひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の緊急的な住宅確保の際の転居支援や、要介護・要支援の高齢者が在宅で安全な生活が続けられるよう住宅改造費の助成などを行う。
	養護・軽費老人ホームの運営	経済的・環境的な理由から居宅において養護を受けることが困難な高齢者を入居措置する。また、無料又は低額な料金で高齢者が入所できる施設において日常生活上必要なサービスを提供する。
持てる地域づくり 高齢者が生きがいを	いこいの家・いきいきセンターの運営	高齢者が地域活動に積極的に参加する場を提供するとともに、介護予防の拠点として高齢者の健康増進を図るため、いこいの家及びいきいきセンターを適切に運営する。

	事業名	概要
障害福祉サービスの充実	障害福祉サービスの基盤整備事業	障害者の地域における生活の場や、日中活動の場を確保するため、障害者通所事業所等の整備を進める。
誰もが暮らしやすい住宅・居住環境の整備	住宅政策推進事業	「住宅基本計画」に基づき、住宅の質の向上や市場の誘導等を行うための施策立案、調査等を実施するとともに、子育て世帯や高齢者世帯の多様なニーズ、脱炭素化の進展をはじめとした社会環境の変化等に応じた民間住宅の誘導に取り組む。
	住宅・マンション良質化支援推進事業	民間住宅・マンションのバリアフリー化、長寿命化、適切な維持管理等に対する支援等の取組を推進することで、誰もが安全で快適に暮らせる、良質な住宅の形成を図る。
	民間賃貸住宅等居住支援推進事業	高齢者、障害者、外国人等の住宅確保要配慮者の居住の安定に向け、居住支援協議会において入居から退去までに必要な支援等について協議を行うなど、多様な主体との連携により入居支援や入居後の生活支援等の取組を推進する。
	既存ストック活用推進事業	空き家や空き部屋などの潜在的な地域資源（既存ストック）の活用を支援し、ニューノーマルに対応した機能やインバウンドビジネス推進につながる機能などの導入を促進することで、新たな魅力の創出や地域の活性化等を促進する。
	空き家利活用推進事業	「空家等対策計画」に基づき、空家の予防や適正管理、利活用に関する周知啓発や相談窓口の運営、まちづくりに資する空家活用等の取組を支援する。
医療供給体制の充実・強化	地域医療対策事業	地域医療審議会において地域医療に関する重要事項を調査審議するとともに、将来において不足する病床機能の確保及び医療機関相互の機能分担と連携を図るなど、地域医療の充実に取り組む。

	事業名	概要
信頼される市立病院の運営	川崎病院の運営	高度・特殊・急性期医療、救急医療を中心に、小児から成人・高齢者・妊娠婦等の医療を提供するとともに、精神科救急医療の基幹病院として精神科救急患者（二次、三次）の受け入れを行う。また、市内唯一の感染症病床における二類感染症患者の受け入れ、災害拠点病院としての役割を担うほか、臨床研修指定病院として医師の育成を行うなど、地域医療水準の向上に寄与する取組を推進する。
	井田病院の運営	地域の中核病院・地域がん診療連携拠点病院として、がん診療を中心に、救急医療、緩和ケア医療、結核医療などを提供するとともに、災害拠点病院の役割を担うほか、在宅療養後方支援病院として地域包括ケアシステムの取組を推進する。
	多摩病院の運営管理	地域の中核病院として、小児から成人、妊娠婦まで、幅広い患者層に対する高度・特殊・急性期医療などを提供する。
子育てを社会全体で支える取組の推進	地域子育て支援事業	地域の中で、親子で遊べる場づくりを推進するとともに、互いに支え合う子育て援助活動を促進するなど子育てに不安を感じる家庭への相談・支援体制づくりを進める。
質の高い保育・幼児教育の推進	認可保育所等整備事業	保育ニーズに適切に対応するため、「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、認可保育所等を整備することで、保育受入枠を確保する。
	民間保育所運営事業	民間保育所・地域型保育事業における適正な運営の確保と保育の質の維持・向上に向けた支援及び指導を行う。
	公立保育所運営事業	保育・子育て総合支援センターと公立保育所が連携し、「地域の子ども・子育て支援」、「民間保育所等への支援及び公民保育所人材育成」、「多様な保育ニーズに対応する保育所機能の強化」を推進する。
	認可外保育施設等支援事業	継続的な待機児童解消に向けて多様な保育ニーズに対応するため、保育の質の向上を図りながら認可化及び小規模保育事業への移行を円滑に推進するとともに、認可外保育施設等への支援を継続することにより、安定的な保育受入枠の確保を図る。また、認可外保育施設への立入調査や施設等利用給付費の確認指導監査を継続実施することで、保育の質の向上等を図る。

	事業名	概要
子どものすこやかな成長の促進	こども文化センター運営事業	子どもの居場所を確保し、多世代との交流の中で、多様な体験や活動を通じた健全育成を推進するとともに、地域団体等の活動拠点としての場を提供し、地域における人材の育成や活動を支援する。
	わくわくプラザ事業	すべての小学生を対象に、学校や地域との連携を図りながら、放課後等に児童が安全・安心に過ごせる場づくりを進める。
安全で快適な教育環境の整備	児童生徒数・学級数増加対策事業	児童生徒数の増加や義務標準法改正（35人学級の段階的な実施）に的確に対応するため、各学校の児童生徒数の将来推計値に基づき、教室の転用、校舎の増改築、新校設置、通学区域の見直し等の適切な対応を図り、良好な教育環境の維持に努める。
自ら学び、活動するための支援	生涯学習施設の環境整備事業	市民の生涯学習や地域活動の拠点として、身近な学校施設を有効活用するとともに、資産保有の最適化を踏まえた社会教育施設等の長寿命化を推進するなど、市民の生涯学習環境の充実を図る。
地球環境の保全に向けた取組の推進	地球温暖化対策事業	市民・事業者などの多様な主体との協働により、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組（緩和策）及び気温上昇や短時間強雨の発生など気候変動の影響に対する取組（適応策）を推進する。
	次世代自動車等普及促進事業	脱炭素社会の実現に向け、電気自動車（EV）や燃料電池自動車等の次世代自動車の普及やエコドライブの普及に向けた取組を推進する。
地域環境対策の推進	自動車排出ガス対策事業	自動車から排出される窒素酸化物等の削減に向け、低公害車の普及促進やディーゼル車運行規制、国・関係自治体等と連携した対策などの取組を行う。

	事業名	概要
協働の取組による緑の創出と育成	全国都市緑化フェア事業	令和6（2024）年度開催予定の全国都市緑化かわさきフェアを契機とした、都市の中の「緑の価値」の創出に向けた取組や、フェア開催後のレガシーの形成に向けた取組を推進する。
	緑の基本計画推進事業	緑あふれる都市環境の向上をめざし、「緑の基本計画」に基づく施策の進行管理など、緑に関する総合的な取組を進める。
	都市緑化推進事業	市民、事業者との協働による緑化の推進、普及啓発を行い、環境の改善、景観向上に向けたまちづくりを進める。
	公園緑地公民連携推進事業	公園緑地への更なる民間活力の導入や多様な主体との連携により、公園緑地の柔軟かつ多様な利活用を推進するとともに、持続可能な管理運営のしくみの構築に向けて取組を進める。
	グリーンコミュニティ形成事業	管理運営協議会等の設立の促進や、緑に関わる人材の育成や発掘、活用を通じて、グリーンコミュニティの形成に向けた取組を推進する。また、人材育成、活用を学ぶプログラムを通して、質の高い公園緑地空間を創出する。
魅力ある公園緑地等の整備	富士見公園整備事業	都心における総合公園である富士見公園の機能回復を図り、民間活力を導入した施設の再編整備を進める。
	等々力緑地再編整備事業	社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進する。
	生田緑地整備事業	本市最大の緑の拠点である生田緑地について、自然環境を活かした総合公園として整備を進める。
	魅力的な公園整備事業	地域特性に合わせた魅力ある施設の整備や老朽化の進んだ公園の再整備・バリアフリー化などの取組により、民間活力を導入しながら、利用価値が高まるよう魅力的な公園の整備を進める。
	河川環境整備事業	河川や水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進める。
	夢見ヶ崎動物公園にぎわい創出事業	適切な飼育管理を行うとともに、多様な主体との連携により、動物とのふれあいや環境学習の場、さらには人々の交流を生む場として親しまれる動物公園をめざし、公園や地域の賑わい創出に向けた取組を進める。
	菅生緑地整備事業	宮前区市民健康の森である菅生緑地の園路や広場等の施設整備を進め、緑地内の自然環境の保全等を図る。
	公園緑地維持管理事業	市民が安全かつ快適に公園緑地を利用できるよう、除草や清掃、補修等を行い、施設の適切な維持管理を進める。また、老朽化した公園施設の計画的な改修を公園施設長寿命化計画に基づき進める。
	公園緑地の適正管理運営事業	公園緑地の適正管理に向けて、管理主体である各区役所道路公園センターと連携し、許認可業務、運動施設等の利用調整及び財産管理を適切に実施する。また、民間活力導入後の持続可能な管理運営を推進する。

	事業名	概要
多摩丘陵の保全	緑地保全管理事業	緑地保全の推進により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図る。また、緑地保全カルテを更新し、優先度の高いものから、市民協働の手法を取り入れた緑地保全を行い、植生管理や安全管理など適な管理を進める。
	協働による里山管理事業	市民・企業・教育機関・ボランティア団体等との協働により、保全管理計画書の策定や環境教育等を実施し、市内に残された緑地・里地里山環境を次世代に継承していく。
農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進	農環境保全・活用事業	良好な農環境を保全とともに、都市農業を振興し、多面的な機能有する農地の活用を図る。
	市民・「農」交流機会推進事業	「農」に触れ合いたいとする市民ニーズに応えるとともに、市民の都市農業への理解促進を目的として、かわさき地産地消推進協議会を主体とした各種「農」イベントや「花と緑の市民フェア」の開催などにより、市民が「農」を知る機会を提供する。市民が「農」に触れる場づくりを推進するため、川崎市市民農園の管理運営を行うとともに、農業者が開設する市民ファーミング農園や農作業の指導を行う体験型農園について制度の普及・啓発を行う。
	都市農業価値発信事業	市民の農業理解が向上し、本市農業を応援する市民が増え、農業者の営農環境が改善することをめざす。多様な主体との連携を図る中で、発信対象を明確にした効果的で積極的な情報発信を行うことで、市内農業や市内産農産物、さらには農地の持つ多面的な機能について、PRを図る。
多摩川の魅力を活かす総合的な取組の推進	多摩川プラン推進事業	多摩川河川敷の運動施設や便益施設の再整備、利用のマナーアップに取り組むなど、多摩川が市民に身近な存在になるよう魅力向上の取組を進めるとともに、更なる魅力向上を図るため、水辺の賑わい創出に向けた取組を進める。
	多摩川市民協働推進事業	市民との協働や流域自治体との連携により、環境学習や体験活動の取組を進め、さまざまな機会を通して多摩川の魅力を発信する。
	多摩川緑地維持管理事業	多摩川河川敷を快適に利用できるよう、施設の補修や清掃など、良好な維持管理を進める。

	事業名	概要
都市農業の強化を活かした農業 経営の強化	援農ボランティア育成・活用事業	都市農地を保全し、農業の担い手の高齢化や減少に対応するため、市民ボランティアの育成・活用を推進する。
臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備	川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業	臨海部への公共交通によるアクセス向上に向け、川崎駅東口をはじめとした鉄道駅周辺や輸送サービス等における利用環境等の向上に資する取組を推進する。
	サポートエリア整備推進事業	臨海部の機能強化に向けて、交通環境や地域環境の向上に寄与するサポートエリアの整備を推進する。
	臨海部交通ネットワーク形成推進事業	臨海部の持続的な発展を支え価値を向上させる交通機能の強化をめざし、交通拠点及び基幹的交通軸の整備とともに、交通結節機能の強化と端末交通の充実を図り、臨海部への円滑な移動を実現する新たな交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。
	多摩川リバーサイド地区整備推進事業	羽田空港近接の立地条件を活かし、大規模な土地利用転換の機会を捉え、高規格堤防事業と連携を図りながら、適切な土地利用を誘導することにより、民間活力を活かした良好な都市機能の形成を図る。
魅力にあふれた広域拠点の形成	川崎駅周辺総合整備事業	川崎駅周辺地区については社会変容を踏まえながら本市の玄関口にふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を推進する。
	京急川崎駅周辺地区整備事業	京急川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、羽田空港との直結などの地理的優位性を活かし、本市の玄関口にふさわしい商業・業務等の集積による賑わいを民間主導で創出する。
	小杉駅周辺地区整備事業	小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援により、都市型住宅や商業、業務、公共公益施設などがコンパクトに集約した、市域の中心の位置する広域拠点として、社会変容を踏まえた持続可能な魅力にあふれる都市拠点の形成を推進する。
	小杉駅交通機能強化等推進事業	武藏小杉駅の利用者増加に伴う駅及び駅周辺の混雑状況に対して、鉄道事業者等と連携して安全性・利便性の向上に向けた交通機能の強化等の取組を推進する。
	新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業	新百合ヶ丘駅周辺地区については、横浜市高速鉄道3号線延伸や社会変容等の環境変化を踏まえ、豊かな自然や地域資源を活かしながら、民間活力による土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化を図るための総合的な取組を推進することで、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進する。

	事業名	概要
個性を活かした地域生活拠点等の整備	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区については、大規模な土地利用転換を契機とし、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図り、利便性の高い拠点形成に向けた取組を推進する。
	溝口駅周辺地区まちづくり推進事業	溝口駅周辺地区については、地域生活拠点として、歴史的・文化的資源と民間活力を活かしたまちづくりを推進する。
	鷺沼駅周辺まちづくり推進事業	鷺沼駅周辺地区については、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化を図り、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成に向けた取組を推進する。
	登戸土地区画整理事業	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進し、魅力と活力にあふれた市北部の拠点地区の形成を推進する。
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、まちづくりに関わる多様な主体と連携し、交通結節機能や自然環境、文化施設等のまちのポテンシャルと民間活力を活かした魅力的な拠点形成に向けた取組を推進する。
	柿生駅周辺地区再開発等事業	柿生駅周辺地区については、駅を中心に民間活力を活かした再開発事業を誘導し、商業や都市型住宅等の都市機能の集積、交通結節機能の強化に向けたまちづくりを推進する。
	南武線沿線まちづくり推進事業	南武線沿線の土地利用転換の機会を捉えた戦略的かつ機動的な誘導により、地域資源と民間活力を活かした駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進する。
	南武支線沿線まちづくり推進事業	「南武支線沿線まちづくり方針」や「小田周辺戦略エリア整備プログラム」に基づき、賑わいの創出や住環境の改善などによるまちの魅力向上を図り、沿線地域の持続的な発展に向けたまちづくりを推進する。

	事業名	概要
安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進	都市計画マスタープラン等策定・推進事業	「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを推進するとともに、激甚化・頻発化する自然災害や少子高齢化の更なる進展に備え、持続可能な都市経営の実現に向けて、適正な都市機能や居住のあり方を検討する。 ※立地適正化計画の制度運用等については、本事務事業で行う予定
	地域地区等計画策定・推進事業	地域特性に応じた良好な市街地環境の創出に向けて、用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等による計画的なまちづくりを推進する。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業	長期的な視点から、社会状況の変化に対応したまちづくりを推進するため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等を改定し、適切な都市計画の運用を図る。
	都市施設の計画管理等事業	空中写真を活用した測量や都市計画の基本となる市域内の図面の作成、都市計画地図情報システムのデータ整備及び更新を行い、適切な都市計画情報を提供する。
	大規模低未利用地等のまちづくり誘導事業	工場等の民有地の大規模な土地利用転換の動向を捉え、開発事業者と連携しながら、整備方針に基づく的確な指導・誘導を図る。
	市街地開発事業の推進業務	民間活力を生かした市街地再開発事業や土地区画整理事業の支援により、魅力と活力にあふれた都市拠点の形成や安全で快適な市街地の形成を推進する。
広域的な交通網の整備	総合交通計画調査事業	本市の総合的な交通体系や交通施策の基本方向等を示す「総合都市交通計画」に基づき、社会環境の変化を踏まえながら取組を推進するとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通における課題の把握と分析を行う。
	鉄道計画関連事業	市内の鉄道ネットワークの形成に向け、鉄道事業者等と連携した取組を推進する。
	広域幹線道路整備促進事業	首都圏全体の都市構造の形成や本市の交通機能強化を図るため、効率的・効果的な取組を進める。
	川崎縦貫道路の整備事業	社会環境の変化などを踏まえ、広域的なネットワークの形成に向けた取組を進める。

	事業名	概要
市域の交通網の整備	都市計画道路網調査事業	将来の都市構造を支える、適切な都市計画道路網の構築に向けた取組を進める。
	道路計画調査事業	「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進める。
	道路改良事業	都市計画道路などの幹線道路を整備することで、骨格となる幹線道路ネットワークの形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災・安全性の向上を図る。
	渋滞対策事業	早期に効果発現が期待できる交差点改良などの渋滞対策を進める。
	橋りょう整備事業	橋りょうの新設・架替により道路ネットワークの形成・強化を図る。
	京浜急行大師線連続立体交差事業	渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向け、長期的な事業を進める中で生じる社会変容等に適切に対応しながら、京浜急行大師線の連続立体交差化を進める。
	JR 南武線連続立体交差事業	渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向け、長期的な事業を進める中で生じる社会変容等に適切に対応しながら、JR 南武線の連続立体交差化を進める。
身近な交通環境の整備	地域公共交通推進事業	「地域公共交通計画」に基づき、地域の特性や路線バスの利用実態、社会変容等を踏まえ、効率的・効果的な路線バスネットワーク形成をはじめとする地域交通環境の向上に向けた取組を進める。
	地区コミュニティ交通導入推進事業	「地域公共交通計画」に定めるコミュニティ交通の導入に向け、地域特性に応じて多様な主体と連携しながら、新技術等も活用したさまざまな運行手法の導入を図り、柔軟できめ細かな移動手段の確保に向けた取組を推進する。
	バス利用等促進事業	バスの運行情報等の充実による利便性向上など、事業者と連携しながら利用しやすい交通環境整備に向けた取組を進める。
	自転車通行環境整備事業	自転車の通行帯や通行位置等を示す路面表示など地域の状況に応じた整備及び適正な維持管理により、安全・安心・快適に利用できる自転車通行環境の充実に向けた取組を推進する。
	自転車活用推進事業	「自転車活用推進計画」に基づく進行管理と安全・安心でまちの魅力向上等に寄与する身近な自転車の活用をはじめとした自転車施策の総合的な取組を推進する。
	駐車施設整備推進事業	建築物の新設等に伴い設置する駐車施設の配置や構造基準等について協議・指導を行うとともに、「川崎駅東口地区駐車対策推進計画」に基づき、路上荷さばき等の地区課題への対応を図るなど、総合的かつ計画的に駐車対策を推進する。

	事業名	概要
市バスの輸送 サービスの充実	市バスネットワーク推進事業	利用実態や走行環境の変化、市のまちづくりに対応した運行を行い、市バスネットワークの維持を図る。
共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化	区役所改革推進事業	区役所では、地域課題の解決に向けて、これまで担ってきた行政サービスの提供に加え、地域の実情に応じながら、市民同士のつながりやコミュニティづくりを進めるとともに、市民の主体的な活動を促進する取組を推進する。
	区役所等庁舎整備推進事業	区役所等庁舎について、必要な改修・補修や、効率的・効果的な整備を進める。
かわさきパラムーブメントの推進	かわさきパラムーブメント推進事業	人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」のため、「かわさきパラムーブメント」の取組を推進する。

都市機能誘導に係る事業一覧

●交通安全対策の推進（再掲）

踏切道改善推進調査事業（再掲）

●地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（再掲）

計画的な道路施設補修事業（再掲） / 道路・橋りょう等の維持補修事業（再掲） / 道水路台帳整備事業（再掲）

●ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（再掲）

ユニバーサルデザイン推進事業（再掲） / バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業（再掲）

福祉のまちづくり普及事業（再掲）

●魅力と活力のある商業地域の形成

商店街活性化・まちづくり運動事業 / 商業力強化事業

●臨海部の戦略的な産業集積と基盤整備（再掲）

川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業（再掲） / 臨海部交通ネットワーク形成推進事業（再掲）

●魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲）

川崎駅周辺総合整備事業（再掲） / 京急川崎駅周辺地区整備事業（再掲） / 小杉駅周辺地区整備事業（再掲）
新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）

●個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）

新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲） / 溝口駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）

鷺沼駅周辺まちづくり推進事業（再掲） / 登戸土地区画整理事業（再掲）

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲） / 柿生駅周辺地区再開発等事業（再掲）

南武線沿線まちづくり推進事業（再掲） / 南武支線沿線まちづくり推進事業（再掲）

●安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（再掲）

都市計画マスターplan等策定・推進事業（再掲） / 地域地区等計画策定・推進事業（再掲）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業（再掲） / 都市施設の計画管理等事業（再掲）

市街地開発事業の推進業務（再掲）

●広域的な交通網の整備（再掲）

総合交通計画調査事業（再掲） / 鉄道計画関連事業（再掲） / 広域幹線道路整備促進事業（再掲）

川崎縦貫道路の整備事業（再掲）

●市域の交通網の整備（再掲）

都市計画道路網調査事業（再掲） / 道路計画調査事業（再掲） / 道路改良事業（再掲） / 渋滞対策事業（再掲）

橋りょう整備事業（再掲） / 京浜急行大師線連続立体交差事業（再掲） / JR 南武線連続立体交差事業（再掲）

●身近な交通環境の整備（再掲）

地域公共交通推進事業（再掲） / 地区コミュニティ交通導入推進事業（再掲） / バス利用等促進事業（再掲）

●かわさきパラムーブメントの推進（再掲）

かわさきパラムーブメント推進事業（再掲）

	事業名	概要
策の推進 (再掲) 交通安全対	踏切道改善推進調査事業 (再掲)	踏切事故の危険性を低下させるため、踏切の安全対策を進める。
道路等の維持・管理 (再掲) 地域の生活基盤となる	計画的な道路施設補修事業 (再掲)	誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図る。
	道路・橋りょう等の維持補修事業 (再掲)	道路施設・駅前広場・橋りょう等について、常に良好な状態を維持するため清掃・警備等の業務を行うとともに、施設に応じた点検等により、施設の補修を行い、適切な維持管理を行う。
	道水路台帳整備事業 (再掲)	道水路の効率的な管理や災害復旧等に寄与する道水路台帳平面図等管理・閲覧システムの機能向上を進めるとともに、土地境界確定等業務や境界標等保全業務の効率的な執行を図り、適正な管理を推進する。
まちづくりの推進 (再掲) ユニバーサルデザインの	ユニバーサルデザイン推進事業 (再掲)	「バリアフリー基本構想・推進構想」の進捗管理とともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向け、誰もが利用しやすいまちづくりを推進する。
	バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業 (再掲)	バリアフリー基本構想地区及び推進構想地区において、高齢者や障碍者等の移動の円滑化を推進する。
	福祉のまちづくり普及事業 (再掲)	エレベーター・スロープの設置など建物等のバリアフリー化の促進に向けた研修会や「福祉のまちづくり条例」の適切な運用等により、安心して快適な生活を起こすことができる福祉のまちづくりを進める。
商業地域の形成 魅力と活力のある	商店街活性化・まちづくり連動事業	商店街の課題解決や更なる機能向上を支援し、商業課題への対応を図るとともに、商店街や地域が主体となって取り組むイベント等への支援により、まちづくりと連動しながら、魅力ある商業地域の形成を図る。
	商業力強化事業	魅力ある個店の集積に向けた取組や商業者のデジタル化の支援等により、まちの価値を高める商業地域の形成を推進し、商業の活性化を図る。
業集積と基盤整備 (再掲) 臨海部の戦略的な産	川崎駅・臨海部公共交通利用環境向上推進事業 (再掲)	臨海部への公共交通によるアクセス向上に向け、川崎駅東口をはじめとした鉄道駅周辺や輸送サービス等における利用環境等の向上に資する取組を推進する。
	臨海部交通ネットワーク形成推進事業 (再掲)	臨海部の持続的な発展を支え価値を向上させる交通機能の強化をめざし、交通拠点及び基幹的交通軸の整備とともに、交通結節機能の強化と端末交通の充実を図り、臨海部への円滑な移動を実現する新たな交通ネットワークの形成に向けた取組を推進する。

	事業名	概要
魅力にあふれた広域拠点の形成 (再掲)	川崎駅周辺総合整備事業 (再掲)	川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、本市の玄関口にふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を推進する。
	京急川崎駅周辺地区整備事業 (再掲)	京急川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、羽田空港との直結などの地理的優位性を活かし、本市の玄関口にふさわしい商業・業務等の集積による賑わいを民間主導で創出する。
	小杉駅周辺地区整備事業 (再掲)	小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援により、都市型住宅や商業、業務、公共公益施設などがコンパクトに集約した、市域の中心の位置する広域拠点として、社会変容を踏まえた持続可能な魅力にあふれる都市拠点の形成を推進する。
	新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業 (再掲)	新百合ヶ丘駅周辺地区については、横浜市高速鉄道3号線延伸や社会変容等の環境変化を踏まえ、豊かな自然や地域資源を活かしながら、民間活力による土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化を図るための総合的な取組を推進することで、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進する。

	事業名	概要
個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区については、大規模な土地利用転換を契機とし、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図り、利便性の高い拠点形成に向けた取組を推進する。
	溝口駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	溝口駅周辺地区については、地域生活拠点として、歴史的・文化的資源と民間活力を活かしたまちづくりを推進する。
	鷺沼駅周辺まちづくり推進事業（再掲）	鷺沼駅周辺地区については、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化を図り、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成に向けた取組を推進する。
	登戸土地区画整理事業（再掲）	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進し、魅力と活力にあふれた市北部の拠点地区の形成を推進する。
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、まちづくりに関わる多様な主体と連携し、交通結節機能や自然環境、文化施設等のまちのポテンシャルと民間活力を活かした魅力的な拠点形成に向けた取組を推進する。
	柿生駅周辺地区再開発等事業（再掲）	柿生駅周辺地区については、駅を中心に民間活力を活かした再開発事業を誘導し、商業や都市型住宅等の都市機能の集積、交通結節機能の強化に向けたまちづくりを推進する。
	南武線沿線まちづくり推進事業（再掲）	南武線沿線の土地利用転換の機会を捉えた戦略的かつ機動的な誘導により、地域資源と民間活力を活かした駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進する。
	南武支線沿線まちづくり推進事業（再掲）	「南武支線沿線まちづくり方針」や「小田周辺戦略エリア整備プログラム」に基づき、賑わいの創出や住環境の改善などによるまちの魅力向上を図り、沿線地域の持続的な発展に向けたまちづくりを推進する。

	事業名	概要
安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進 (再掲)	都市計画マスタープラン等策定・推進事業 (再掲)	「都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを推進するとともに、激甚化・頻発化する自然災害や少子高齢化の更なる進展に備え、持続可能な都市経営の実現に向けて、適正な都市機能や居住のあり方を検討する。 ※立地適正化計画の制度運用等については、本事務事業で行う予定
	地域地区等計画策定・推進事業（再掲）	地域特性に応じた良好な市街地環境の創出に向けて、用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等による計画的なまちづくりを推進する。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業（再掲）	長期的な視点から、社会状況の変化に対応したまちづくりを推進するため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等を改定し、適切な都市計画の運用を図る。
	都市施設の計画管理等事業（再掲）	空中写真を活用した測量や都市計画の基本となる市域内の図面の作成、都市計画地図情報システムのデータ整備及び更新を行い、適切な都市計画情報を提供します。
	市街地開発事業の推進業務（再掲）	民間活力を生かした市街地再開発事業や土地区画整理事業の支援により、魅力と活力にあふれた都市拠点の形成や安全で快適な市街地の形成を推進する。
広域的な交通網の整備 (再掲)	総合交通計画調査事業 (再掲)	本市の総合的な交通体系や交通施策の基本方向等を示す「総合都市交通計画」に基づき、社会環境の変化を踏まえながら取組を推進するとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通における課題の把握と分析を行う。
	鉄道計画関連事業 (再掲)	市内の鉄道ネットワークの形成に向け、鉄道事業者等と連携した取組を推進する。
	広域幹線道路整備促進事業 (再掲)	首都圏全体の都市構造の形成や本市の交通機能強化を図るため、効率的・効果的な取組を進める。
	川崎縦貫道路の整備事業 (再掲)	社会環境の変化などを踏まえ、広域的なネットワークの形成に向けた取組を進める。

	事業名	概要
市域の交通網の整備（再掲）	都市計画道路網調査事業（再掲）	将来の都市構造を支える、適切な都市計画道路網の構築に向けた取組を進める。
	道路計画調査事業（再掲）	「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進める。
	道路改良事業（再掲）	都市計画道路などの幹線道路を整備することで骨格となる幹線道路ネットワークの形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災・安全性の向上を図る。
	渋滞対策事業（再掲）	早期に効果発現が期待できる交差点改良などの渋滞対策を進める。
	橋りょう整備事業（再掲）	橋りょうの新設・架替により道路ネットワークの形成・強化を図る。
	京浜急行大師線連続立体交差事業（再掲）	渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向け、長期的な事業を進める中で生じる社会変容等に適切に対応しながら、京浜急行大師線の連続立体交差化を進める。
	JR 南武線連続立体交差事業（再掲）	渋滞緩和、踏切事故の解消、分断された地域の一体化による利便性の向上などに向け、長期的な事業を進める中で生じる社会変容等に適切に対応しながら、JR 南武線の連続立体交差化を進める。
身近な交通環境の整備（再掲）	地域公共交通推進事業（再掲）	「地域公共交通計画」に基づき、地域の特性や路線バスの利用実態、社会変容等を踏まえ、効率的・効果的な路線バスネットワーク形成をはじめとする地域交通環境の向上に向けた取組を進める。
	地区コミュニティ交通導入推進事業（再掲）	「地域公共交通計画」に定めるコミュニティ交通の導入に向け、地域特性に応じて多様な主体と連携しながら、新技術等も活用したさまざまな運行手法の導入を図り、柔軟できめ細かな移動手段の確保に向けた取組を推進する。
	バス利用等促進事業（再掲）	バスの運行情報等の充実による利便性向上など、事業者と連携しながら利用しやすい交通環境整備に向けた取組を進める。
かわさきパラムーブメントの推進（再掲）	かわさきパラムーブメント推進事業（再掲）	人々の意識や社会環境のバリアを取り除き、誰もが社会参加できる環境を創出することを理念として、「誰もが自分らしく暮らし、自己実現を目指せる地域づくり」のため、「かわさきパラムーブメント」の取組を推進する。

防災指針に係る事業一覧

●災害・危機事象に備える対策の推進

防災対策管理運営事業 / 地域防災推進事業 / 防災施設整備事業 / 臨海部・津波防災対策事業
帰宅困難者対策推進事業 / 公園防災機能向上事業 / 高層集合住宅の震災対策推進事業
港湾施設改修（防災・減災）事業 / 海岸保全施設維持整備事業 / 水防業務

●地域の主体的な防災まちづくりの推進

防災都市づくり基本計画推進事業 / 防災市街地整備促進事業 / 防災まちづくり支援促進事業
狭あい道路対策事業

●まち全体の総合的な耐震化の推進

特定建築物耐震対策事業 / 木造建築物耐震対策事業 / 民間マンション耐震対策事業 / 宅地防災対策事業
急傾斜地崩壊対策事業 / 耐震対策等橋りょう整備事業

●消防力の総合的な強化

消防署所の適正配置に係る事業 / 消防団関係事業 / 耐震性貯水槽建設事業 / 危険物施設等規制事業
地域防災支援事業

●安全・安心な暮らしを守る河川整備

河川計画事業 / 五反田川放水路整備事業 / 河川改修事業 / 河川施設更新事業 / 雨水流出抑制施設指導業務

●地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（再掲）

計画的な道路施設補修事業（再掲） / 屋外広告物管理事業 / 河川・水路財産管理業務

●安定給水の確保と安全性の向上

主要施設の更新・耐震化事業 / 送・配水管の更新・耐震化事業 / 工業用水道施設の整備事業
水道・工業用水道事業の危機管理対策事業

●下水道による良好な循環機能の形成

下水道の管きょ・施設の地震対策事業 / 浸水対策事業 / 下水道事業の危機管理対策事業

●総合的なケアの推進（再掲）

災害救助その他援護事業

●地球環境の保全に向けた取組の推進（再掲）

地球温暖化対策事業（再掲）

●魅力ある公園緑地等の整備（再掲）

等々力緑地再編整備事業（再掲）

●多摩丘陵の保全（再掲）

緑地保全管理事業（再掲）

●農地の保全・活用と「農」とのふれあいの推進（再掲）

農環境保全・活用事業（再掲）

●魅力にあふれた広域拠点の形成（再掲）

川崎駅周辺総合整備事業（再掲） / 京急川崎駅周辺地区整備事業（再掲） / 小杉駅周辺地区整備事業（再掲）

新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）

●個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）

新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲） / 溝口駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）

鷺沼駅周辺まちづくり推進事業（再掲） / 登戸土地区画整理事業（再掲）

登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲） / 柿生駅周辺地区再開発等事業（再掲）

南武線沿線まちづくり推進事業（再掲） / 南武支線沿線まちづくり推進事業（再掲）

●安全で安心して快適に暮らせる計画的なまちづくりの推進（再掲）

都市計画マスタープラン等策定・推進事業（再掲） / 地域地区等計画策定・推進事業（再掲）

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業（再掲）

●広域的な交通網の整備（再掲）

総合交通計画調査事業（再掲）

防災指針に係る事業一覧

●市域の交通網の整備（再掲）

道路計画調査事業（再掲） / 道路改良事業（再掲） / 橋りょう整備事業（再掲）

●共に支え合う地域づくりに向けた区役所機能の強化（再掲）

区役所等庁舎整備推進事業（再掲）

●安全・安心なまちづくりに向けた地域防災力の向上（川崎区 区計画）

地域防災力向上事業 / 川崎区危機管理対策事業

●安全で安心に暮らせるまちづくりの推進（幸区 区計画）

幸区災害対策推進事業

●安全・安心なまちづくりの推進（中原区 区計画）

地域防災力強化事業

●安全・安心で住みよいまちづくりの推進（高津区 区計画）

高津区防災まちづくり推進事業

●区民との協働による安全・安心で、快適なまちづくりの推進（宮前区 区計画）

防災意識普及啓発事業

●災害に強く安全で安心できるまちづくりの推進（多摩区 区計画）

市民防災活動支援事業 / 多摩区危機管理事業

●安全・安心まちづくりの推進（麻生区 区計画）

地域防災力の向上事業

	事業名	概要
災害・危機事象に備える対策の推進	防災対策管理運営事業	「かわさき強靭化計画」や「地域防災計画」等、各種の計画を推進するとともに、本市が被災した場合における他都市等からの支援体制の強化や新たな地震被害想定調査の検討など、市の災害対応力の向上を図る。
	地域防災推進事業	自主防災組織の支援、民間企業との連携、防災訓練や研修等による、自助・共助・公助の取組・連携の強化や各主体の防災意識の向上により、地域防災力の向上を図る。
	防災施設整備事業	防災関連の施設、各種情報通信システム等を整備し、市の災害対応力及び地域防災力の向上を図る。
	臨海部・津波防災対策事業	津波対策やコンビナート災害対策などを実施し、臨海部の総合的な防災力の向上を図る。
	帰宅困難者対策推進事業	一斉帰宅の抑制の周知や帰宅困難者用一時滞在施設の確保等を行い、災害時における混乱を抑制するとともに、二次災害を防止する。
	公園防災機能向上事業	広域避難場所に指定された身近な公園を対象に、災害時の避難や緊急車両の乗り入れ、復旧・復興段階における公園利用がしやすくなるよう、出入口や園路広場等を整備し、防災機能の向上を図る。
	高層集合住宅の震災対策推進事業	高層集合住宅の高層階に居住する住民が、震災時にライフラインが復旧するまでの間、自立生活ができるよう、防災備蓄スペースや防災対応トイレの設置等を促すことにより災害危機事象に備える。
	港湾施設改修（防災・減災）事業	激甚化・頻発化する自然災害に対応するため、災害時における緊急物資等の輸送機能確保を目的として、耐震強化岸壁の整備等を進める。
	海岸保全施設維持整備事業	津波や高潮災害などの頻発する大規模な自然災害から市民の生命と財産を守るため、海岸保全施設の維持・整備を適切に行う。
	水防業務	水防警報等の発令に伴い、河川パトロール等の水防活動を実施するとともに、洪水ハザードマップの周知や浸水地域におけるマイタイムラインの作成支援などにより防災力の向上を図る。

	事業名	概要
防災まちづくりの主体的な推進	防災都市づくり基本計画推進事業	災害に強いまちづくりに向け、防災施策間の連携を一層強化するとともに、自助・共助（互助）の促進による地域防災力の向上など減災対策を推進します。また、市職員が被災状況に応じて柔軟な復興対策が可能となるよう、発災前の復興準備を進める。
	防災市街地整備促進事業	老朽木造住宅等が密集した市街地の防災上の改善に取り組み、地震発生時等の火災による延焼被害の低減を推進する。
	防災まちづくり支援促進事業	火災延焼リスクの高い地区において、自助・共助（互助）を中心とした防災まちづくりを推進し、避難経路の確保や災害時の活動体制を構築するなど、地域特性に応じた課題を解決し、災害に強いまちづくりを実現する。
	狭あい道路対策事業	建築主等の理解と協力のもとに、狭あい道路の拡幅整備を行うことにより、地域の生活環境の改善と安全で住みよいまちづくりを推進する。
まち全体の総合的な耐震化の推進	特定建築物耐震対策事業	昭和 56 年以前に建築された耐震診断義務付け対象建築物（沿道建築物等）を含む特定建築物を対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震改修等の費用の一部を助成することで、特定建築物の耐震化を促進する。
	木造建築物耐震対策事業	昭和 56 年以前に建築された木造住宅を対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、耐震診断士の派遣や耐震改修等の費用の一部を助成することで、木造住宅の耐震化を促進する。
	民間マンション耐震対策事業	昭和 56 年以前に建築された分譲マンションを対象に、耐震化の重要性の意識啓発を行い、予備調査の実施や耐震改修等の費用の一部を助成することで、マンションの耐震化を促進する。
	宅地防災対策事業	大規模盛土造成地については、滑動崩落による被害の軽減に向けた調査等を着実に実施する。また、崖地について、土砂災害に関する周知・啓発及び擁壁改修に向けた支援を効果的に行うことにより、宅地の防災性向上を図る。
	急傾斜地崩壊対策事業	地元発意による急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定及び神奈川県による崩壊防止工事を促進することにより、土砂災害から市民の生命を守るための取組を推進する。
	耐震対策等橋りょう整備事業	主要な橋りょうについては、目標とする耐震性能を引き上げるとともに、一般橋りょうについても防災上の視点で重要性が高いものについて耐震化を実施し、公共構造物の安全性、信頼性を更なる向上を図る。

	事業名	概要
消防力の総合的な強化	消防署所の適正配置に係る事業	人口動態、都市構造、産業構造の変化に伴い複雑多様化する災害等に対応する消防体制を構築する。
	消防団関係事業	消防団員の確保及び必要な資器材や個人装備品の整備など、消防団活動の充実・強化や処遇改善を図るとともに、各種訓練等を通じて災害対応能力の向上を図る。
	耐震性貯水槽建設事業	大規模地震等の災害時に消火栓の使用が不能となった場合、必要不可欠となる耐震性貯水槽を設置するため、公園等の公共用地を中心に設置場所の調査及び確保を行うほか、老朽化した貯水槽の補修及び改修など、計画的に整備・維持を行う。
	危険物施設等規制事業	危険物保有事業所の自主保安体制の構築を推進する。また石油コンビナート地区の地震及び風水害対策を推進する。高圧ガス保安法（コンビナート地域）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る事務・権限が、県から移譲見込みであることから、両法に係る事務執行体制を整備する。
	地域防災支援事業	消防団と連携して、消火ホースキットを活用した町内会等への訓練指導や学校教育・地域教育における将来の地域防災力の担い手育成を行なうなど、消防団を中心とした地域防災力の充実強化を図る。
安全・安心な暮らしを守る河川整備	河川計画事業	気候変動等の影響による短時間・局地的な大雨などから市民の生命と財産を守り、都市の壊滅的な被害を避けるため、「河道整備」の着実な推進や洪水の発生に備える「減災対策」等に向けた調査・検討などを進める。
	五反田川放水路整備事業	五反田川の洪水全量を地下トンネルで直接多摩川へ放流する放水路整備を進め、放水路分流部下流域の治水安全度の向上を図る。
	河川改修事業	3年に1回程度（時間雨量 50 mm）の降雨に対応するとともに、令和元年東日本台風の浸水被害に対応した河川改修を進め、治水安全度の向上を図る。
	河川施設更新事業	治水安全度の確保のため、護岸の緊急対策工事を実施するほか、老朽化した河川施設の更新を計画的に進める。
	雨水流出抑制施設指導業務	一定規模以上の開発行為及び建築行為等について、雨水流出抑制施設の設置の指導を行い、水害を防止する取組を進める。

	事業名	概要
地域の生活基盤となる道路等の維持・管理（再掲）	計画的な道路施設補修事業（再掲）	誰もが安全・安心に道路施設を利用できるよう、定期的な点検や予防保全の考え方による計画的な維持管理を適切に進め、施設の機能確保を図る。
	屋外広告物管理事業	屋外広告物の適正な管理及び路上違反広告物の除却により、まちの美観、風致を維持し、公衆に対する危害を防止する。
	河川・水路財産管理業務	治水安全度の確保のため、河川・水路施設の適切な維持管理を行うとともに、施設の長寿命化を図る。
安定給水の確保と安全性の向上	主要施設の更新・耐震化事業	配水池・配水塔など主要な水道施設の耐震化や災害時の水道水の確保を目的とした緊急遮断弁の整備等を進める。
	送・配水管の更新・耐震化事業	老朽化した送・配水管や重要な管路の計画的な更新・耐震化を実施するほか、事故等に備えた管路の整備を実施する。また、応急給水拠点の整備や利便性向上の取組を進める。
	工業用水道施設の整備事業	浄水場など主要な工業用水道施設の耐震化・浸水対策を実施するとともに、将来の需要動向を踏まえ、施設・管路の更新に向けた検討を進める。
	水道・工業用水道事業の危機管理対策事業	大規模地震や激甚化する風水害などを踏まえ、PDCAサイクルによる訓練の実施、振り返り、改善を継続的に行い、上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直しによる実効性の向上、災害対応能力の強化を進める。また、広域的な応援体制の構築につながる大都市等との訓練や地域住民との訓練の継続的な実施により、災害時の連携強化を進める。
下水道による良好な循環機能の形成	下水道の管きょ・施設の地震対策事業	避難所や重要な医療機関等と水処理センターとを結ぶ下水管きょなどの重要な下水管きょや水処理センター・ポンプ場の耐震化などを推進する。
	浸水対策事業	浸水リスクの高い重点化地区において、既存施設の更なる活用等の浸水対策を推進するほか、令和元年東日本台風による浸水被害を踏まえた対策などを推進する。また、外水氾濫等の発生時における下水道施設の機能確保に向けた対策を推進する。
	下水道事業の危機管理対策事業	大規模地震や激甚化する風水害などを踏まえ、PDCAサイクルによる訓練の実施、振り返り、改善を継続的に行い、上下水道局防災計画及び業務継続計画の検証・見直しによる実効性の向上、災害対応能力の強化を進める。また、広域的な応援体制の構築につながる大都市等との訓練の継続的な実施により、災害時の連携強化を進める。

	事業名	概要
ケア総合的な (再掲) の推進	災害救助その他援護事業	災害時に、高齢者や障害者等の安全確保や円滑な避難を支援する災害時要援護者避難支援制度の運用等や、二次避難所の開設・運営等による災害時援護体制の整備を図る。
推進 に向けた取組の保全 (再掲)	地球温暖化対策事業（再掲）	市民・事業者などの多様な主体との協働により、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、地球温暖化の原因となる二酸化炭素等の排出量削減に向けた取組（緩和策）及び気温上昇や短時間強雨の発生など気候変動の影響に対する取組（適応策）を推進する。
緑地魅力ある公園 (再掲) の整備	等々力緑地再編整備事業（再掲）	社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進する。
保全多摩丘陵の (再掲)	緑地保全管理事業（再掲）	緑地保全の推進により、市域の都市景観の向上、地球温暖化対策、生物多様性の保全等を図る。また、緑地保全カルテを更新し、優先度の高いものから、市民協働の手法を取り入れた緑地保全を行い、植生管理や安全管理など適正な管理を進める。
農地の保全・活用と の推進 (再掲)	農環境保全・活用事業（再掲）	良好な農環境を保全するとともに、都市農業を振興し、多面的な機能を有する農地の活用を図る。

	事業名	概要
魅力にあふれた広域拠点の形成 (再掲)	川崎駅周辺総合整備事業 (再掲)	川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、本市の玄関口にふさわしい、多様な賑わいや交流が生み出す活力と魅力にあふれた広域拠点の形成を推進する。
	京急川崎駅周辺地区整備事業 (再掲)	京急川崎駅周辺地区については、社会変容を踏まえながら、羽田空港との直結などの地理的優位性を活かし、本市の玄関口にふさわしい商業・業務等の集積による賑わいを民間主導で創出する。
	小杉駅周辺地区整備事業 (再掲)	小杉駅周辺地区については、民間開発の適切な誘導と支援により、都市型住宅や商業、業務、公共公益施設などがコンパクトに集約した、市域の中心の位置する広域拠点として、社会変容を踏まえた持続可能な魅力にあふれる都市拠点の形成を推進する。
	新百合ヶ丘駅周辺地区まちづくり推進事業(再掲)	新百合ヶ丘駅周辺地区については、横浜市高速鉄道3号線延伸や社会変容等の環境変化を踏まえ、豊かな自然や地域資源を活かしながら、民間活力による土地利用転換の誘導と交通結節機能の強化を図るための総合的な取組を推進することで、より質の高い、魅力ある広域拠点の形成を推進する。

	事業名	概要
個性を活かした地域生活拠点等の整備（再掲）	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	新川崎駅・鹿島田駅周辺地区については、大規模な土地利用転換を契機とし、商業・都市型住宅・研究開発機能等の集積を図り、利便性の高い拠点形成に向けた取組を推進する。
	溝口駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	溝口駅周辺地区については、地域生活拠点として、歴史的・文化的資源と民間活力を活かしたまちづくりを推進する。
	鷺沼駅周辺まちづくり推進事業（再掲）	鷺沼駅周辺地区については、社会変容を踏まえつつ、駅を中心に多様なライフスタイルに対応した都市機能集積及び交通結節機能の強化を図り、宮前区全体の活性化を促す「核」としての地域生活拠点の形成に向けた取組を推進する。
	登戸土地区画整理事業（再掲）	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、土地区画整理事業による安全で快適な暮らしを支える都市基盤整備とあわせて、都市機能の強化を促進し、魅力と活力にあふれた市北部の拠点地区の形成を推進する。
	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区まちづくり推進事業（再掲）	登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区については、まちづくりに関わる多様な主体と連携し、交通結節機能や自然環境、文化施設等のまちのポテンシャルと民間活力を活かした魅力的な拠点形成に向けた取組を推進する。
	柿生駅周辺地区再開発等事業（再掲）	柿生駅周辺地区については、駅を中心に民間活力を活かした再開発事業を誘導し、商業や都市型住宅等の都市機能の集積、交通結節機能の強化に向けたまちづくりを推進する。
	南武線沿線まちづくり推進事業（再掲）	南武線沿線の土地利用転換の機会を捉えた戦略的かつ機動的な誘導により、地域資源と民間活力を活かした駅を中心とした魅力あるまちづくりを推進する。
	南武支線沿線まちづくり推進事業（再掲）	「南武支線沿線まちづくり方針」や「小田周辺戦略エリア整備プログラム」に基づき、賑わいの創出や住環境の改善などによるまちの魅力向上を図り、沿線地域の持続的な発展に向けたまちづくりを推進する。

	事業名	概要
暮らせる計画的なまちづくりの推進 （再掲） 安全で安心して快適に	都市計画マスターplan等策定・推進事業（再掲）	「都市計画マスターplan」に基づき、計画的なまちづくりを推進するとともに、激甚化・頻発化する自然災害や少子高齢化の更なる進展に備え、持続可能な都市経営の実現に向けて、適正な都市機能や居住のあり方を検討する。 ※立地適正化計画の制度運用等については、本事務事業で行う予定
	地域地区等計画策定・推進事業（再掲）	地域特性に応じた良好な市街地環境の創出に向けて、用途地域の指定や地区計画等の都市計画決定・変更等による計画的なまちづくりを推進する。
	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等改定・推進事業（再掲）	長期的な視点から、社会状況の変化に対応したまちづくりを推進するため、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」等を改定し、適切な都市計画の運用を図る。
通網の整備 （再掲）	総合交通計画調査事業（再掲）	本市の総合的な交通体系や交通施策の基本方向等を示す「総合都市交通計画」に基づき、社会環境の変化を踏まえながら取組を推進するとともに、東京都市圏総合都市交通体系調査を実施し、広域的な交通における課題の把握と分析を行う。
市域の交通網の整備 （再掲）	道路計画調査事業（再掲）	「道路整備プログラム」の適切な進行管理を行うとともに、各種調査の実施、計画的な道路整備に向けた調査・検討を進める。
	道路改良事業（再掲）	都市計画道路などの幹線道路を整備することで、骨格となる幹線道路ネットワークの形成、広域拠点や交通結節点の機能強化及び道路の防災・安全性の向上を図る。
	橋りょう整備事業（再掲）	橋りょうの新設・架替により道路ネットワークの形成・強化を図る。
機能の強化 （再掲） 共に支え合う地域づくりに向けた区役所	区役所等庁舎整備推進事業（再掲）	区役所等庁舎について、必要な改修・補修や、効率的・効果的な整備を進める。

	事業名	概要
向上 (川崎区 区計画) 安全・安心なまちづくり に向けた地域防災力の 向上	地域防災力向上事業 川崎区危機管理対策事業	自主防災組織の災害対応力向上及び区民の防災意識の向上を図るとともに、社会情勢に応じた対策を講じた訓練等を実施する。 地震・風水害に対応するため、区本部体制の更なる充実強化を図る。また、区民・事業者・行政が連携を深め災害に強いまちづくりを推進する。
安全で安心に暮らせるまちづくりの推進 (幸区 区計画)	幸区災害対策推進事業	訓練の運営支援や講座等の開催による自主防災組織・避難所運営会議の活性化、地域住民や企業、関係団体・機関等との連携による実践的な総合防災訓練の実施、区本部・避難所の防災資器材の充実など、区内の防災基盤整備の取組を進める。
安全・安心なまちづくりの推進 (中原区 区計画)	地域防災力強化事業	自助・共助(互助)・公助の考え方に基づき、区民、企業、行政等が連携して防災対策に取り組む。
安全・安心で住みよい まちづくりの推進 (高津区 区計画)	高津区防災まちづくり推進事業	自助・共助(互助)・公助の取組を進め、高津区全体の地域防災力・災害対応力の向上を図る。
安心で、快適なまちづくり の推進 (宮前区 区計画) 区民との協働による安全・	防災意識普及啓発事業	防災フェア、防災推進員養成研修等を行い、区民の防災意向上と地域人材の育成を図る。

	事業名	概要
災害に強く きるまちづくりの (多摩区 区計画) 安全で安心で の推進	市民防災活動支援事業	地域防災活動の中心的な役割を担う自主防災組織や避難所運営会議への支援を行うとともに、区民の防災意識の醸成を進めることで地域の防災力の向上を図る。
	多摩区危機管理事業	多摩区防災連絡会議を通じて関係機関との連携を強化するとともに、隣接自治体と連携した訓練の実施により、区全体の総合的な危機管理機能の向上を図る。
安全 の推進 (麻生区 区計画) 安心まちづくり	地域防災力の向上事業	個人、自主防災組織、避難所運営会議の役割を明確化することで、災害対応力のスパイラルアップを図り、災害時に誰一人取り残さない災害に強いまちをめざす。